

衆議院

財務金融委員會會議錄第六号

平成十三年三月一日(木曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 伊藤 公介君

理事 根本 匠君

理事 五十嵐文彦君

理事 石井 啓一君

理事 大木 浩君

倉田 雅年君

砂田 圭佑君

中野 清君

萩山 教嚴君

村田 吉隆君

山本 幸三君

江崎洋一郎君

小泉 俊明君

長妻 昭君

日野 市朗君

久保 哲司君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

佐藤 剛男君

林田 彪君

海江田万里君

鈴木 淑夫君

大野 松茂君

小泉 龍司君

竹下 亘君

中村正三郎君

増原 義剛君

山本 明彦君

渡辺 喜美君

河村たかし君

中川 正春君

原口 一博君

松本 剛明君

中塚 一宏君

吉井 英勝君

植田 至紀君

河村たかし君

宮澤 喜一君

柳澤 伯夫君

村井 仁君

村上誠一郎君

大野 松茂君

砂田 圭佑君

石井 隆一君

尾原 榮夫君

村上 喜堂君

参考人
(日本銀行総裁)

財務金融委員会専門員

委員の異動

三月一日

辞任

谷口 隆義君

同日

辞任

久保 哲司君

補欠選任

谷口 隆義君

補欠選任

谷口 隆義君

本日

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外七名提出、衆法第二号)

山口委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び岡田克也君外七名提出、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求め、意見を聴取し、政府

参考人として財務省主税局長尾原榮夫君、国税庁課税部長村上喜堂君及び総務省自治税務局長石井隆一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと答へる者あり)

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。

大蔵委員会以来の慣行によれば定例日が火、水、金でございますので、その慣行を踏襲するとすれば、きょうは木曜日で、テレビはございませうが予算委員会においては分科会に入っておりますし、全体の国会の流れを考えまして、我々野党としても、きょうは例外として審議を続けるということに賛成したわけでございます。

前置きはそのぐらいいいたしまして、ただいま出ております三法、並びにNPO法案関係の、野党三党の提出した法案につきまして、質疑をいたしたいと思っております。

宮澤財務大臣、私の尊敬する大先輩でございますが、これまでにもいろいろと教えていただいたてきておりますが、この国税等三法の本会議での提案理由をお伺いしております、私は幾つかの点で、宮澤大臣の御見解を伺いたいのに踏み込んでおっしゃっていただけない点があると思っております。そのうちの二つが証券税制でございます。特に、株式等の譲渡所得課税については、源泉分離課税を二年延期すると言っただけで、本来はどうあるべきなのか、どういうところへ持っていきたいのか、あるいはどういうところが検討課題なのかといったことに一切触れておられ

ませんでした。

私は、御承知のように株式市場、きょうも相場下がっております、バブル崩壊以来の最低値を一時的に更新しております。そういう情勢でありますので、ぜひ証券税制について、この委員会ですっきり将来のあり方を考えなければいけないと思っております。

それからもう一つ、柳澤大臣。大蔵省時代は、どうしても主税局リード型になってしまつて、銀行局や証券局が金融税制について必ずしも十分主張を貫いておられなかったように私はお見受けしておりました。したがって、私はいわゆる財分分離については税制の面においても必要だと感じていた者の一人でございます。いよいよそれが実現したわけでございますので、そういう点でも、ここで財務金融委員会において、両大臣それぞれのお立場で金融税制のあり方を独立に所信を表明していただく、またそれと私どもとディベートさせていただく最初の機会だというふうに感じております。ぜひその点、柳澤大臣も御所管のお立場で、あるべき証券税制の姿について御意見を陳述していただければ幸いです。

言うまでもなく、税制は簡素、中立、公平とかいいますが、金融税制について非常に大事なものは、中立というところだと思つたので、金融の流れ、金融システムというものを税制が与えるようなことがあってはならない。しかし、御承知のように、直間金融、直接金融、間接金融に対する税制の影響というのは必ずしもイコールではない。そこに差がある。そのために日本では、幾ら直接金融を発達させなければいけない、いけないと口で言っているけれども、なかなか思うように市場が発達してこないという問題がございます。

そこで、市場に対する中立という観点からまず議論させていただきたいのであります。

直間金融に対してイコールフッティングでない税制は何だろう。まず思い浮かぶのが、利子に対する税制と配当に対する税制が同じではないというところでございます。御承知のとおり、年間の配当の受け取りが十万円以下でございますと、利子所得と同じように確定申告不要で二〇%の源泉徴収になりますが、それを超えた配当所得については、これは総合課税になっていきまして、したがって税率は所得水準によりまして、利子課税の二〇%よりも高くなっております。配当所得に対する税率と利子所得に対する税率にこういう違いを設けている。

これはいつまでもこれでほうっておいていいものでしょうか。まず、金融担当大臣にお伺いしたいのでございます。これはバランスを失っているではないか、こんなことをしているからいつまでたっても間接金融優位なんだという批判がございまして。この配当課税と利子課税の不均衡について、柳澤大臣はどういうふうにお考えでございいますか。

○柳澤国務大臣 現在日本の金融というのは大変大きな問題を抱えているわけですが、そのよって来るゆえんを考えると、やはり間接金融が主体で、金融仲介機能を担う金融機関にリスクが本当に全部引き受けられてしまう、こういうようなことが今日の金融不安という金融にいての不安定性を生んでいる。

そこで、もっとリスクをみんなに少しずつとってもらって、特に最終の負担者であるところの個人投資家にとってもそういう仕組が必要ではないか、こういうことで、私どもも、これからの流れとしては間接金融から直接金融への流れというものをも促していくべきである、こういう立場であることはたびたびこでも申させていたいただいておるところでございます。

そういうものを今先生、中立ということで、完成された時点にはそういう中立ということでは、いかと私は思いますけれども、今日の実情からある程度我々があるべきと考えているそういうウ

エートの金融の体制が実現されるまでには、や、そういう中立というかステイックなものではなくてダイナミックにそこへまで誘導していくというように考えることも必要なのではないか、このように考えていることをちょっとあらかじめ申させていたきたい、こう思います。

そこで、利子所得と配当所得の問題なんです。これは法人税制そのものにも実はいろいろ問題を含んでいるわけでございます。法人税については、法人実在説か擬制説かというところから始まって、大変根本的な問題がそこに横たわっているわけでございますけれども、そういうものの一つの問題点としてありますのは、借入金に対する支払い利子と株主に対する配当、これが法人税法上、片方は損金に扱われる、片方は利益の処分として課税後に配当が行われるというようないことが問題とされることもございまして、これはある意味で配当が借入金金利に対して差別待遇を受けている、こういうようなことも実は法人段階でも存在するということを指摘させていただきたいと思っております。

そして、配当を受け取る利子を受け取った個人の所得としての課税については、今先生御指摘のようなことが行われているわけでございますけれども、これについてどう考えるかということでございますが、実は、日本の税制というのは専ら総合課税を志向して、分離課税の今位置づけを受けているものについては、本来はそうであるべきでない形、いわば暫定的な形なんだというような議論が専らでございます。

しかし、私、この前もちょっと御指摘させていただいたのですけれども、最近の税理論の学者さんの中には、効率性、公平性というような、効率性の議論から、実は、利子だとか配当だとかという資本あるいは資産性の所得と、通常の給与所得のような労働所得というかそういうものについて、それを合算してしまつてそれに一律の累進税率を適用するということが本当に正しいのだから、非常に疑問がある。労働性の所得というの

は、むしろ弾力性が低いというか、そこに課税がなされても、来年もうしやくにさわるから働かないという選択はない。それに対して、利子だとか配当だとかは、課税が行われると、まあ非常にそのマイナス効果があるわけで、効率性の観点からいうような効果があるの、効率性の観点からいうようなことがあられるわけでございます。

そういう意味で、分離課税というのにも十分な根拠が最近はあるとされ始めたということ、そういうことの中で、利子、配当についてはやはり分離課税ということ、それは源泉分離でなくとも、配当の場合には調整が要りますから、後で御議論になられると思うのですが、申告分離だとは思ふのですけれども、いずれにせよ、これは他の労働所得と合算して総合だという方が正しいと税制のあり方だという考え方は、もう一度見直されてしかるべきだというように私は考えております。

○鈴木淑委員 柳澤大臣、大変踏み込んだ発言をしていただきましたありがとうございます。実は後で質問しようと思つていたところまでお話しになっておられますが、最適課税理論ですね、最適課税理論による類別所得課税の方が総合所得課税より合理性ありという議論、それは後で議論させていただきます。

最初の点ですが、利子所得課税と配当課税の間にバランスがとれていないのじゃないかという議論、これは、所得を得る人の段階の利子課税と配当課税について、利子課税は源泉分離二〇%ですが、配当課税の場合は十万円を超えたとするとそれは三三%もかけられてしまう。そうじゃなくて総合課税の方へ行こうということになりますと、これは所得水準によって大変高い税率になってきます。配当控除を考えても、なおかつそうになってまいります。

それからさらに、柳澤大臣がおっしゃいましたように、配当というのはそもそも法人課税と所得

課税と二重になっているじゃないか、配当三重課税の問題。ヨーロッパのようにこれをインビデュートして、インビデューションをやった方が公平じゃないかという議論もあります。

そこで宮澤大臣にお伺いいたしますが、今の二点、税制上二つの点で、株式保有あるいは個人の株式投資の方が、預金とか債券という利付金融資産に対する投資より不利になっているのじゃないかという議論について、大臣はどういうふうにお考えでございましょうか。

○宮澤国務大臣 最後におっしゃいましたことは、株式の譲渡益課税と利付債券についての……

○鈴木淑委員 譲渡益課税ではございませぬ。配当所得と利子所得の間に税法上不均衡があると云っているのです。譲渡益課税の話はまた後でいたします。

○宮澤国務大臣 わかりました。

私は余り税の理論を実は存じませんで、教わっていることを申し上げるようなことになりまして、けれども、一般的に、利子というのは大量に発生いたしますし、国民の大多数が預貯金を持っておりまますから、そういう意味で商品間の代替も可能であることから、ある意味で源泉分離課税がやりやすい。それについて、配当については、説明によりまますと、配当権の行使を伴う事業参加的な所得の性格を有するということ、まあ大量の配当だったらすでございましょう。そこで、そのまた発生も、利子のように自動的に反復的に発生するのではなくて、法人の事業の得意とか何かによつて配分額が異なる。そういう意味で総合課税を基本とするのだということをお願いいたします。

個人の株主というのは七百万人ぐらいだそうでございますので、その点も預貯金の所有者とは異なる。これが扱いを異にするゆえんだというふうな説明を私は聞いておるのでございます。

しかし、おっしゃいますように、その配当金額もそういう事業参加的な性格を有しないものと申しますの、五万円ぐらいのものは二〇%の源泉徴収でいいじゃないか、このところは

一緒になっているんだ、こういうふうには私は聞いておるのでございます。

○鈴木(淑)委員 これまでの大蔵省時代の説明が、ああそうであったというふうには思います。

しかし、いかがでしょうか。日本は今や千三百兆以上のグロスの個人の金融資産があるわけですが、その中で株式保有のウェイトが非常に低い。その理由の一つとして、どうも利付金融資産保有に比べて株式保有が不利になっているんじゃないかという指摘なんですね。

それに対する説明は、まさに今宮澤大臣がおっしゃったように、一回五万円あるいは年間十万円の配当を得られるというのは非常に事業参加的性格の強い株式保有だ、こういうわけですが、これは、昔々のお話ならともかく、現代において、ここまで国民の所得水準が上がって、資産の蓄積が上がってきたと、一回五万円あるいは年間十万円以上の配当を得るような株式保有なんて簡単にできます。割と配当性の高い電力株をちょっとお考えになると、五百万も買えば十万円を超えちゃうんですよ。ですから、大変古い考えだと私は思います。年間で受け取る配当が、一回五万円、年間十万円を超えたら事業性の保有だなんて、そんな古い定義はもうおやめなさいと言いたいわけです。そうではなくて、やはり株式投資をする層というのは、資産を相当蓄積している高齢者とかあるいは所得水準の高い人です。だけれども、その人たちが自分の貯蓄を株式という形で長期保有するより利子つき金融資産で長期保有した方が税法上有利だ、こういう形はおやめなさいということなんです。

それからもう一つ、株式というのを、揚げ足をとるわけじゃないんですが、私は配当のことをお伺いしているのに譲渡所得とお間違えになったぐらいい、税当局が、株に対する税制という譲渡所得、譲渡所得というふうになるんですね。長期保有の配当の方に目が行かないで譲渡所得へ行く、つまり短期の売買による譲渡益に対してどうやって課税するかという方にばかり頭が行くんですよ。

が、これもまた、いいかげんに頭を改めていただけないものか。つまり、個人の家計の貯蓄金の長期保有の一形態として株式を持つというのは、もう欧米では当たり前のことで、日本では余りにもおくられている。その一つの原因に、短期の転がしみたいなものを前提にして税制をつくっているからだというふうには私は思います。

○柳澤国務大臣 これは、平成十三年度税制改正に対する金融庁の課税当局に対する、税制当局に對する要望、そこに考え方が既に表現されていると思いますが、今鈴木委員が御指摘になられましたように、私は、最適課税の理論からいって、余り考えないで総合課税、所得を合算、総合しまして、それに累進税率を当てはめるのが何でもかんでもいいんだというふうなことではなくて、課税が實際経済に対してどういふ影響をもたらすかというふうなことに、やはり相当の分析と検討を考えた方がいい。特に最近の直接金融がいかにか間接金融がいかにかというところに照らして、私はそのように強く要望をしたいというふうに考えたわけなんです。そういう意味合いで、私は、申告分離課税ということにしてみたい。

す。率直に言って、昔から、インカムに対する課税とゲインに対する課税というのは本来違う、そういう哲学に立っているヨーロッパ諸国の課税方式もありまして、ドイツあたりでは、ゲインに対する課税というのは、本来そんなものは、大体ゲインというのはインフレが多い。そうすると、本当に実質価値が同じものを考えるんだと、そこへ税金を取っちゃったら実質価値の維持ができないじゃないか。それは資本に対する課税、元手に対する課税と同じじゃないかというふうな考え方、実はゲインに対する課税についてはない、非課税である、こういうふうな立場をとっているところもあるわけがあります。

このたびは、現在のやり方を延期しちゃったわけですから、将来のビジョンとして、正しいあり方として、今の源泉分離の選択課税を続けるのがいいのか、それとも申告分離課税に一本化していくのかがいいのか、それとも総合所得課税に持つていっちゃうのかがいいのか、三つ選択があると思うんですよ。先ほど柳澤大臣のおっしゃった最近の経済学における最適課税理論からいえば、所得の類別に課税していく、この考え方がいわば申告分離課税に一本化してしまえという話になってきちゃう。総合課税に持つていく必要はないねという話になります。現在が一番いいまいなやり方をしています。現在のあいまいなやり方を続けるのがいいのか、それとも、総合課税あるいは所得の類別の課税、どっちかにいった方が正しい、本来あるべき姿だ、こういう議論をもう将来を展望してやらなきゃいけない時期だというふうに思います。

ただ、申告分離課税というふうに申し上げるわけですが、株式の保有期間が一年弱で、はつきり言うと、売ったり買ったり、売ったり買ったりしているデイトレーダーみたいな人にとっては、これはキャピタルゲイン課税として考えるべきなのか、もうインカム税制として、そういう事業をやる種やっているような税制として考えるべきかというところは私はあるかと思うわけでありまして。キャピタルゲイン課税というふうには本来とらえるべきなのは、やはり長期の保有株式、有価証券のキャピタルゲインの場合に限ってよろしいんではないかというふうに考えておりまして、そういう考えから我々の金融庁の要望もつくらせていただいたわけでございます。

○鈴木(淑)委員 柳澤大臣の考え方は非常に私の考え方に近いのでございまして、やはり最適課税理論の立場に立つて考えるべきだと私も思っております。一定期間以上保有した場合は申告分離課税でいく、ただし、その場合に、益と損の調整はこれはちょっとまずいので、それはほかの利付金融資産との均衡という観点からも出てくると思います。それから、そういう考えは私は大いに賛成でございます。

柳澤大臣は、さっきの最適課税理論を引用されたことから拝察して、これは所得類別に分離課税をしていっても効率性及び公平性の観点から合理性ありというお考えのようでございますので、さうだとすれば、株式の譲渡益課税に対する将来のあり方としては、やはり申告分離課税、類別の課税に一本化していく方向がいんじゃないかというふうなことでしょうか。しかも、その場合、他の利付金融資産とバランスをとっていかなくちゃいけないと思っております。同じ税率じゃなくちゃいけないと思いますが、そういうお考えでしょうか。

そして、キャピタルゲイン課税が行われたときには、今度はこれは他の所得との合算ということ、これは仮に損益の通算というんですか、そういうことはやはり遠慮すべきであって、私は、損が出たときには次年度以降に繰り越させていたかどうかということがやはりとられるべき課税の方式ではないか、こういうふうな考えるのが一つ。

よく、納税番号の議論をするときに、納税番号制を入れたら即総合課税に行くんだというふうな、もう当然のように直結させる人がいるんですが、私は必ずしもそう思っておりませんで、納税番号を入れるということは、税源をしっかりと把握する、公平に税源を把握する、所得を捕捉する、そのための手段であって、捕捉した後は当然総合課税がベストだというのは違うんじゃないの、最適課税理論を勉強してごらんさない、こういう感

じなでございませう。

御担当の宮澤大臣に同じことを伺うのでござい
ますが、今のような選択制、とりあえず二年続け
るわけにございませうが、将来のあり方として、や
はりこういうあいまいではあるが便法、これを続
けるのがよいと思ひ、あるいは、類別の所得
課税で行くという意味で申告分離課税に一本化し
ていくのがよいのか、それともやはり総合課税が
いいのか、宮澤大臣御自身はどういうふうにお考
えてございませうか。

○宮澤國務大臣 さつきも申し上げましたよう
に、私は税のこと、決して詳しくないので、ちゃ
んとお答えできないかもしれせんが、私も、若
いときといひますか、戦後間もなくでございま
すかしらん、総合課税というものが大変にいいこ
となんだ、これはアメリカ軍が入ってきたときに
そういうことを教えたのかもしれないけれども、
そういうふうにいって教わってまいりました。

しかし、それは、ちゃんとやるのには納税番号
が要る要らないといったような議論がまたあつた
りして、このころは必ずしも総合課税がこれは一
番いいんだというふうには専門家の諸君は考へて
いないのかもしれない。

殊に、今のキャピタルゲインのようなものにな
りますと、利子とか配当とかいうのはもう発生時
期が決まっていますわけにございませうが、キャピ
タルゲインはその発生が、何と申しますか、あら
じめ決められていないので、偶発的に発生するわ
けにございませうから、そういう二つの種類のイン
カムが、同じ性格のもので同じに総合されてい
いかどうかというのは、きつと専門家の間にも議論
があるんではないかと思ひております。

そこで、しかし現実の問題として、今回、
源泉分離課税制度を引き続き二年間延長をする
ということをお願いしておるわけですが、そのキャ
ピタルゲインそのものについては、これは戦後い
ろいろな変遷がありましたことを私自身も記憶し
ております。

殊に、証券民主化というような運動が、戦後、

財閥解体の後起こったようなこともあって、なる
べく証券というものを国民のみんなに持つてもら
いたい。それはもうかるよというところでなければ
いけないわけにございませう、かたがた、これは
税からいへば邪道でございませうけれども、余り
つつかれたくない。源泉であればその問題は
片づくものですから、何となくそっちの方へ置い
ておきたいという、これは税務当局としては決し
て好ましいとは思ひ、これは税務当局としては決し
けれども、証券行政みたいなものが入ってきて、
国民にもっと株を持つてもらいたい、そのために
はもうけてもらいたい、そのためには税金もどこ
からそのお金が出ましたとか幾らとかおっしゃ
らないで、とにかくなるべく簡単に払わせてくれ
といったような、ちょっと表現が悪うございま
す、そういう流れがあったりいろいろにしまし
て、それで、十三年四月からやろうとしておりま
した今度のことでございませうが、これも正直を
言つて、経済状況もあり、株式市況のことあり
、政府の税制調査会もこの際二年ぐらひ延ばさ
せていただくかというような意見になった、こう
いうことでございませうけれども、これなんか、
本当の税本体で物考える人たちからいへば、
きつとこの二年延ばすというのはいふまでもな
いことではなかつたんだらうと思ひていま
す。

早くその姿に行きたかつたということなんで
ございませうから、本来なら、源泉分離じゃなく
て申告分離課税にするというのが、まあ長い間
いろいろ議論がありました、それが税としては一
つの決着なんではないかな。私もそれ以上のこと
をちよつと自分で十分考えるだけの知識がないも
のでございませうから、今そう思ひております。

○鈴木(淑)委員 オソリティーの宮澤大先輩が
大変謙遜して言つておられますが、私は今の
で将来の方向として、今までのように何となく利
益あるいは資産保有を隠しちゃうための源泉分離
ではなくて、きちつと申告した分離課税、所得類

別の分離課税、こういう方向にお二方のお考えが
向いていっていることを知つて、大変うれしく思
います。

最初にも言ひましたように、今株価が大変下
がつておりまして、私の見るところ、一万二千元
台というのはまさに危険なゾーンでございま
して、ここを突破されたら本当に三月期決算大変な
ことになると思ひ、はらはらして見ておりま
す。

こういう情勢なものですから、自民党さんの中
にも、私存じ上げていられる方は大勢いらつしや
いますので、何か知恵はないかなみたいなこと
がよくございませう。そのときに、私いつも申し
上げるんですが、やはりオソドックスな税制の
ところで株式保有が不利になつてい、そこを直
してあげる、あるいは将来、株式の譲渡益課税と
いうのはこうなるんだというのをはつきりさせて
あげる、そのことが大事なんじゃないでしょうか
といふお答えしております。

今問題にいたしました、配当所得に対する課税
を利子所得と等しくしてあげなさいいけないじや
ないか、あるいは二重課税と言われている部分に
ついてはインビュテーションの方式をもう少し真
剣に考へて、その導入は日本で行えないものだろ
うか、そしてさらに譲渡益課税については、今と
りあえず二年延期しちやつたんですが、将来の方
向は総合所得じゃない、所得水準の高い人は総
合所得を怖がつていられるわけですね。そうじゃ
ない、類別課税でいくよということをはつきりさせ
てあげれば、この三つの税制の改正、ないしはそ
の方針の明確化だけでも、私は、今まで打ち出さ
れた株価対策と称するものよりはるかに有効では
ないかと思ひております。これは、私も大勢株
式関係者の友人がおりますから、自信を持って申
し上げますが、よっぽど有効だと思ひます。ぜ
ひとも真剣にお考へいただきたいと思ひます。

自民党さんは税制調査会という大変権威のある
機関がございまして、その税制調査会が一年に一
回しか税制改正のことをお考へにならないという

慣行があるらうございませうが、今みたいに危
機状況になつているときにそんなことはおっ
しやらずに、今言つた三つの税制改正の方針ぐら
い自民党さん打ち出せなさい、もう政府主導で
も打ち出していただきたい。そうすれば、私ども
野党の立場でありますけれども、今の三つの税制
改正の方向なら賛成いたします。ですから、ぜ
ひ真剣にお考へいただきたいというふうに思ひ
ます。

それで、総合課税に持つていった方がいいん
だ、例えば海外では総合課税の国が多いよとかい
う議論、時々耳にするわけにございませうけれど
も、しかし、総合課税に金融関係の所得を入れて
しまふ場合には、今の日本のように、限界的な所
得課税の税率が住民税込みで五〇%というほど高
いと、これは所得水準によって全然引き後の利
率が違つてきちゃうものだから、まさに最適課
税理論からいって逃げ出しちゃいます、これは。
だから、総合課税をならむ議論をされる方、あ
るいは、総合課税に持つていくかどうかに関係な
く我が自由党は、もっと日本の所得課税というも
のを、簡素で、薄く広くみんなが納めるような低
い税率のもの、したがつて一番高い限界税率も
もっと下げちゃう、そういう簡素化と税率の引き
下げを早くやるべきだといふ主張をしておりま
す。そうしませんが、総合課税にしたとき
の捕捉率の低下というのは物すごく大きなこと
になつちやつて、私は総合課税反対です、だけ
ども総合課税へ持つていきたいという議論をされ
るなら、これは所得課税をもつと簡素化して税率
を下げるべきだと思ひております。

私も自由党が常日ごろ主張しておりますの
は、今の所得課税は控除の種類が多過ぎる。実
にさまざまの控除があります。申告納税する
に、税務署から送つてきたものを見ると、初め
ての人はまず気が遠くなつちやつた。これは自分
で計算できないと思ひます。それぐらひ複雑怪奇に
控除があります。所得控除あり、税額控除あり、そ
れが組み合わさつていられるんです。数式を立てて計

算してみないと、その影響というのはわからないような仕掛けになっていきますね。

私は、これはよくない。やはり納税についての義務の意識、それから自分が納めた税金の使い道を監視するという権利の意識、国民の納税をめぐる権利と義務の両方を高めるためには、私は、わかりやすい所得税制にして、自分で計算して申告できる、だれでも申告できるような、そういう税制にしなければいけないと思っております。自由党もそういう主張をしております。そのためには、やはり諸控除を原則的に整理してしまおう。しかし、諸控除を整理すれば、これは課税最低限がどんと下がってきますね。そのときに、税率そのものも下げていく。だから、薄く広い税率にする、税率の刻みももう少し簡素にしていく、それが簡素で税率の低い所得課税という私どもの所得税制の改革論でございます。

これはまさに税制そのものでございますので財務大臣にお伺いしたいと思いますが、諸控除というのは、申すまでもなくある程度所得水準が高くないと、税金を納めていないとの恩恵に浴せないわけですね。税額控除というのは、税金を納めているから税額控除の意味が出てくる。だけれども、諸控除は整理しちやうと政策目的からいって本当に必要なものであれば手当で出すという方が、よほど政策のターゲットの人のところへ恩恵が回っていきます。他方、諸控除を整理しているんですから、簡素化してわかりやすくなる、税率も下げられるというふうになると思うんですが、こういう我が自由党の考え方について、宮澤大臣はどのようにお考えでございますか。

○宮澤國務大臣 これも私、十分な知識がなくてお答えをいたすわけですが、例えば公明党では、児童手当というものは、控除という形でなく歳出という形でする方がよいということをおっしゃる方が多いと思いますし、諸外国の中でも、児童手当は、歳出で行っているところと歳入といえますか税制で行っているところと両方あるようにございます。また、両方チャンポンにしている

ところもあるようでございます。

この問題は、私どもの専門家諸君の議論を聞いていますと、その控除はそれでいいかもしれないが、しかし、例えば扶養控除の中でも、年齢、家族の構成であるとか、あるいはいわゆる租税力の問題とか、そういったようなものが実態にはあって、そういうものを考慮するという形で控除が意味を持っています。ですから、そういう諸君は、控除というのは税率なり税率構造をつくり出すときに租税力との関係あるいは家族構成等との関係で不可欠に近い要素だ、こういうふうにご考えているように私には話をしてくれるわけでございます。

例えば今、公明党は、いつとき、児童手当については、全部手当に振りかえた場合の所要経費は二兆円ぐらいになるかと言っておられたことがございしますが、その話は、与党との間でまだ一種の打ちかけになっているようなことでございます。したがって、それは宿題として私どもももらっておるわけですが、ただ、将来、税制改正、所得税改正を抜本的にいたしますときに、本当に控除というものを一切やめてしまふかという発想には、私どもの方の伝統的な税金の専門家の諸君は、ちよつととも考えにくいというふうにご考えているように私は聞いております。

○鈴木(淑)委員 今お話に出ました公明党さんの児童手当の話でございますけれども、私ども、これに反対した理由は、諸控除を整理して簡素な、そして税率の低い税体系へ持っていくということをしないうで、複雑怪奇な今の税制のままでただ手当てだけ上げていくということに反対をしたのでございます。

諸控除を整理する方向でみんな議論しながら、しかし子育て支援等々の政策目的はしっかり達せられるように手当を入れていく。そうすれば、所得控除方式でやっていたやり方よりも手当てでやっていた方が、恐らく間違いない対象となる人たちに恩恵が行きますから、そこを総合的に議論するのであれば、私どもも同じ土俵で議論で

きるのになという考えでございます。

ぜひ、所得課税について簡素で税率の低い制度へ持っていくというこの将来展望、ビジョンについても、宮澤大臣に前向きに御検討をいただきたいと思ひます。

先ほどから出ていることで、もう一つ宮澤大臣のお返事をはつきりいたしておりましたのは、インビュテーションなんです、配当二重課税に関連した。ちよつと行ったり来たりしちゃうんですが、インビュテーションについては財務大臣としてどうお考えでございますか。

○宮澤國務大臣 これはもう柳澤大臣に実はかわりたいで、法人と個人なんて話になりますと、とても私の知識に負えないんでございますけれども、法人が実在するとかしないとかいろいろ難しい議論があつて、結局我が国はあいろいろの調節をやっているわけですが、それは精緻なインビュテーションというわけではございません。事実上の、一種の現実の処理としてやっておるんだらうと思つてまして、これはいいかどうか、ちよつと私自身ちゃんとお答えをできま

す自信がございませんので、ちよつとやつくたさい。

○鈴木(淑)委員 御謙遜でございますので、柳澤大臣どうぞ、インビュテーションの導入について。

○柳澤國務大臣 インビュテーションは、私がまだ役所の方にいたときにインビュテーションの話が出始めたところで、これはもう本当に、法人擬制説に立ちまして、法人税というのは所得税の前払いである、したがって、所得税段階で配当に課税するんであれば、その先取りされた法人税部分はそこから控除されるべきである、こういう話で

あったというふうな理解をいたしております。これがどういう作用を果たすかということでございますけれども、これは配当を総合課税するときには、まさに二重課税の調整ということで、それが一定の控除云々という話に結びつくわけですね。けれども、先ほど来、先生がいみじく

も指摘された新しい理論、最適課税理論というらしいんですけども、そういうようなもので分離課税をするということになると、それは控除をするということも観念的にはもちろん成り立ち得て、うんとそこは議論がなされる問題ですけれども、そんなものはもう税率で処理しちゃえ足るんじゃないかという話も、あるいはあるかもしれないという感じも率直に言つていたし

ます。いずれにせよ、インビュテーション方式という格好で厳密な二重課税の調整をするといつても、それはどうも話を聞いていると、留保金の部分までは調整をしないわけですし、部分的二重課税調整論でしかインビュテーション理論といえどもあり得ないということのようでございます。

ですから、部分的な調整論であれば、今日日本でやっているのも部分的な調整論で、そこにどれだけの議論の違いがあり得るかという話になるというふうにも考えておまして、インビュテーション理論というふうな形で事務にすこいロードを課するのがどうか。ドイツなども、そのあたりのことを考えたのかどうか、とにかく最近

はインビュテーション理論を放棄しまして、要するに、配当の二分の一控除ということでインビュテーション方式における控除にかえてしまふというふうなことが行われているようですので、このところ、私は、大議論をしても余り実益という

うか、課税の方式を考えるときにはそういうことを頭に置かなきゃいけませんけれども、どうなかなという感じがします。

もうちよつと申し上げますと、法人税は転嫁するかどうかという議論もしよつちやう我々しました。利益がある限り転嫁しているんだというように見るべきだと、転嫁論というのを始めますと、もうエンドレスでございます。そんなこともありまして、正直言つて私、要すれば、インビュテーションの議論をそんなに厳格にやる実益がどれだけあるだらうかという気がいたしております。

○鈴木(淑)委員 おっしゃるとおり、法人擬制説とかそういう哲学論争をしてみたり、あるいは転嫁しているかどうかという議論をしたりすると、これは泥沼に入りますね。もう少し私は実際の観点から考えているのでございます。

それは、やはり企業が資金調達するときに、増資よりも借り入れ、社債発行の方が有利だというのはいかがなものかな。それから、個人が株式で自分の貯蓄を長期保有しようとしたときに、これは二重課税になっているとかいう議論を聞いて、それが阻害要因になっていたらちょっとまずいねとか、そういう実際のなアプローチでございませうから、えいやと、二分の一でも、やった方がやらないよりましじゃないかということなんでございませう。そういう意味で、さっき、三つの税制改正の方向をぼんと打ち出すだけでも株価対策としては今までのよりもはるかに有効と申し上げたわけでございます。

最後に、河村提出者、急遽お越しいただきましてありがとうございます。

私は、河村さんと新進党で御一緒に議論してきております。NPO税制について一緒に議論して出してきましたNPO法案の考え方は十分理解すると同時に、賛成なんでございます。

よく河村提出者がおっしゃいますように、国民は、自分の税金の使い道を国に任せるか、あるいは自分で指定するか、これはそういう問題です。NPOに寄附したら国への税金から控除してもらえないというのはそういう思想が背景にあるというの、私は、民主主義のあり方として、それから個人の自立の問題からいっても、よく理解できるところでございませう。

したがって、政府の今出ております租税法改正案ですと、大分この恩恵に浴するNPOの対象は絞られる、それに対して野党案だともう少し広いという意味で賛成なんでございますが、たった一点、あの案に反対のところがございませう。それは、そういう適格NPOの判定を三条機関

をつくってやるというところですね、行政法上の三条機関をつくってやる。第三者機関というところか格好いいんですが、これは要するに三条機関をつくってやるということのようでございませう。

私は、三条機関というあの思想は、戦後木に竹を接ぐようにアメリカから持ち込まれたけれども、日本ではうまく機能していないと思っております。ついこの間は金融再生委員会がございまして、それ以外にも、公安委員会にいろいろな批判が集中しているということもある。責任の所在がはっきりしていない、それから本当にいい人材をちゃんと集められるのかねという問題がありませう。本場に自分が政権をとった、政権党という立場で考えると、あの法案、第三者機関をつくれと言われたときに、はたと、これは本場にこんなこととしていいかなというふうな考えざるを得ません。それで私どもは共同提案に乗っていないわけでございます。

この点は、河村提出者はどうお考えでございませうか。それ以外のところは賛成でございませうから、それはおっしゃらなくていいです。

○河村(た)議員 お答えを申し上げます。

本場に世の中、正直に言っているいかどうかかわりませんが、鈴木博士、ずっと一緒に新進党で、反対に教えていただいたこともたくさんある方でございませうので、この際正直に言いますが、一応私は、実は反対です。ですが、一応党として法案を出しますので、そういうことでは悪いことではない。

きのうもちょっと言いましたように、三つの議論がございまして、こんなところは正直に国税がやたらどうだというのが一つ。それからもう一つは、都道府県で、これはちょっと違和感を感じられるかわかりませんが、新進党の提案は知事でした。今でも特増が、現にすこい数、知事がやっているんです。特増の場合、この方が実は、それは役人のようですけれども、知事には議会もありませうし、それから選挙もありませう。そういうことで、変なことをやったら監視が行くから

国税よりいいじゃないかという考え。そして第三者機関の提案もあつたんですけれども、弱かったですね。だけれども、今回いろいろ議論があつて、わずかに一票差ほどでございませうので、ぜひ。またこれは、特に自由民主党と一緒に新たな、政権奪取すると思ひますけれども、その中に入つていただければ、十分そちらの方が説得力がでると思ひますので、変えることはできると思ひます。

第三者機関は、いいようですけれども、どうもイギリスのチャリティコミッションの話も聞いておられますと、何かわざと自分たちの仕事をつくるんです。あれ、それで、役所でもない、民間でもないということですから、かえって民間の領域に入つていっちゃって、余分なことまでその第三者機関がやるようになる。

変な言い方をしますと、本場は民間の評価機関がやらないかぬですね。アメリカなんか見ていると特にそうです。この団体はどうかということでも、要するに星が一つ二つとか、いろいろやるわけですよ。これは民間でみんなやるんですけれども、そういうことまでやってしまうということ。それからまた、じゃ実際にそのメンバーは何かといったら、役人ばかりになっちゃうんです。これ、イメージとしては、それじゃ日本で例えは厚生省が、何か第三者機関みたいなのをつくって、レストラン、焼鳥屋に一つ星、二つ星とか、こんな評価つけたらどういう気がしますかね。

そんなようなことになってしまひますので、私は、どちらかというと行政改革に反するのではないかということがありますので、これは一緒にまたやつて、なるべくスリムな格好で、できれば民間の評価機関にすべて、すべてというか、一応ベシクなスクリーニングだけは国税なり、あるいは都道府県知事というのはおもしろい仕組みですけれども、そういうようなところがやつて、あとは民間の評価機関がほとんどやつていく。そういうシステムを自由の方からも強く言つてい

ただければ、みんな直せるのではないかな。わすか本場にちよこつとだけの差でございませうので、こういうことを余り言つていいかどうか知りませうけれども、あえて正直に言つても、これも一つの議会のあり方ではないか。僕は、もつと根本的に自民党のはだめですから、与党案が。根本的に特定公益増進法人に対抗するという意味ではこちらの野党案の方がはるかにすばらしい案です。で、そこらにぜひ御注目をお願いいたします。御理解をいただければというふうな思つております。よろしくお願ひいたします。

○鈴木(淑)委員 大変率直にお話をいただきまして、ありがとうございます。

政治家河村個人は、私どもと同じように、第三者機関、三条機関としてつくことに疑問を感じているということでもございませうので、どうぞ党内でいじめられないように御注意いただきたいと思ひますが、野党としては、それを伺つて大変力強く感じた次第でございませう。

長々と質疑をさせていただきましたが、私はきょう、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣のお話を伺つて、少なくとも二つのことを大変重要な御発言をいただいたというふうな思つております。

一つは、お二方とも、株式の譲渡益課税についての将来の方向としては、申告の分離課税を見ている。最適課税理論に裏づけられた所得類別の課税制度の一環ということを頭に置いて。柳澤大臣ははっきり頭に置いておられる、宮澤大臣はそれにかなり理解を示されたと思ひますが、このことは私にとって大きな収穫であつた。また、この委員会での議論としても一つの収穫だったように思ひます。

それからもう一つは、私のお願ひでございませうが、さっき言った三つの税制改革をはっきりさせるだけでも、この危機的様相の株価対策になると私は信じております。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思ひます。

では、時間でございますので、これで終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。きょうは最初に、速水総裁に来ていただいたておりますので、二つのことを伺っておきたいと思っております。

一つは、今回の追加利下げでどれぐらいの民間の資金需要が出ると思っておられるのか、大いに疑問なところもあります。今回の措置は、これにとどまらないで今後の金融の量的緩和、ひいてはインフレ政策への地ならしとも言えるものになるのではないかと。この点について最初に伺っておきたいと思っております。

○速水参考人 お答えいたします。

今回の公定歩合及び政策金利の引き下げでございますけれども、これは九日に、市場に流動性をさらに供給するという、ロンバート方式といったような新しい貸し出し方式を含めて公定歩合も下げ、新しい三つの供給のルートを経済的に進めていくことを決めました。

その後、公表された経済指標を見ますと、やはり輸出の減少傾向がはつきりしてきておりますし、生産の足踏み状態といったような数字も出てきましたし、設備投資の先行きについてもやや懸念される材料が出て始めているように思いましたし、金融・資本市場、すなわち株価の低迷といったようなこともありまして、これらを踏まえて、景気の回復テンポは一段と鈍化している、先行き不透明感も強まっている、物価の方もやや弱含みで進んでいるといったようなことで、前回の措置に加えて、今度は政策金利すなわち翌日物無担保コールのレートを〇・一五にして、同時に、この間決めましたロンバート貸し付けが公定歩合を限度にしておりますので、どんなことが起こっても今度下げた〇・二五という新しい公定歩合以上には上がらない。そこで、日銀にとにかく飛び込んで借りればいんだということをきのうの決定会合で決めたわけでございます。やはり、景気が下向いていく可能性もあるし、今緩やかに上昇しているところが変わってきては困るという

ふうに思いましたので、ああいう措置をとりました。

これは、そういう金融政策も大事なのですが、私も、私どもとしてはむしろ、日本経済が民間需要主導の自律的な回復軌道に乗ってほしい、今後とも機動的、弾力的な金融政策運営でそういったものをできるだけ支えていきたい。金融システムの問題についても、経済、産業面での構造改革が不可欠な条件である、日本銀行としてはそういった構造改革に向けた取り組みが一層速やかに進展するように強く期待しながら政策を決めたわけでございます。今度〇・一下げたからといまして、どれだけ資金需要が起るかということ、むしろ今申し上げた金融システムとか産業面での構造改革がどれぐらい進んでいくかということにかかっているように思っています。

私どもとしては、インフレ政策はもちろんとりませんし、デフレでもインフレでもない物価政策、物価の安定をキーとして生産性を上げ、経済が拡大していくことを期待しておるわけでございまして、次にどういう量の緩和をやるのかといったようなことは今考えておりません。

お答えになっていかどうかわかりませんが、けれども、今度の政策の目的と、私どもが今目標としておりますことを申し上げて、お答えにかなえていただきたいと思います。

○吉井委員 もう一言お聞きしておきたいと思うのですが、今回の公定歩合、短期金利の誘導目標、両引き下げとも民間銀行に対して利ざやを拡大させる優遇措置という面がありますが、これによって、庶民や中小企業への貸出金利や、庶民の住宅ローン金利の引き下げというのは、これまでの民間銀行の姿勢から見て余り期待のできる話じゃない。一方、庶民の預貯金利は一層引き下げられる可能性もあります。

日銀は、今回の利下げの目的として、「金融面から景気回復を支援する」「民間需要主導の自律的な回復軌道に復することを目指し」、これは発表された文章を読みますとそうなっております

が、こうした景気回復のかぎを握る一番今問題になっている家計消費、庶民の個人消費、あるいは中小企業の生産活動にプラスになるのかというところを考えたときに、それはそうはならない。こういう点で、一体景気回復につながるかと考えていらっしゃるのかどうか、この点をもう一つ聞いておきたいと思っております。

○速水参考人 今回の〇・一％の引き下げで預金金利が下がっていくかどうかということも、私、これはそれぞれの金融機関が決めることであって、わかりませんが、そんなに下がることはないと思います。今おっしゃった住宅金融とかそういうものも、ある程度家計の債務の面では下がってプラスになる面もあると思います。

今申し上げたように、この時期に政策金利と公定歩合をそれぞれ、わずかでございすけれども、〇・一％下げたことを決断いたしましたのは、いろいろ先行きが不透明でございすし、アメリカの経済がどう動いていくのか、株価がどうなっていくのか、それから今よく議論されております金融機関の不良債権の直接償却といったようなことがどの程度のスピードで進んでいくのか、そういうことも先行きがまだ読めません。しかし、いずれにしても、そういうものがどう起こってきてもそれに耐えられるように金融政策を整えておいた方がいいという判断で、最近の少し暗くなりつつある日本の景気に対して金利の低下ということ、私どもの今やるべきことはこれだと思っております。

○吉井委員 民間銀行の利ざやの拡大につながる面はありますが、しかし、個人消費の拡大によって今日の景気を回復させていく方向に進む、そういう効果は余り期待できないというふうな今のお話を伺ったところをお越しいただきましたけれども、この二つのことだけにしておきたいと思っております。どうぞ御退席いただいて結構でございます。

次に、私は消費税の問題について伺いたいと思

いますが、これは財務大臣に伺います。消費税導入を議論したとき、あのとき竹下総理は九つの懸念ということ、最初六つで、プラス三つで九つの懸念ということを語られました。これは全部見えております。時間もありませんので、最初の三つだけ伺っておきたいのです。

第一の懸念というのは、逆進的な税体系となり所得再配分機能を弱めるという問題でした。この十二年度で、二係数を見たときにこの懸念は的中しています。第二の懸念は、四、五十代の中堅所得者の税の不公平感を加重するという指摘でしたが、まさにそのとおり。第三の懸念として、所得のかからない人たちに過重な負担を強いるという懸念が語られておりましたが、まさにその指摘のとおりで、今所得の低い人たちは本当に悲鳴を上げるという状態になってきております。

そこで私は、これは懸念と言われたことは的中していると思うのですが、宮澤大臣は、消費税導入論議のときのこの懸念が的中している、この点に關しては的中しているというふうにお考えでいらっしゃるかどうか、この点を最初に伺いたいと思

います。

○宮澤國務大臣 まず、消費税そのものが逆進的であるということ、それは累進的でございせんからそれを逆進的と言うことはできません。ただ、税体系の中で消費税だけが無論あるわけではございせん。所得課税、消費課税、いろいろな課税がございすから、それだけを一つとて、したがって全体として逆進的だということについては、私は、正確ではない。我が国のいろいろな税法の中で、課税の中で消費税というものがあろうということ、そういうふうな考えますと、今行われている消費税が逆進的だと申すほどには当たらないのではないかと。殊に税率相当からもそう思います。

第二に言われましたことは、中堅所得の人に重荷になると……

○吉井委員 不公平感を加重するというのがあのときの二つ目の懸念でした。四、五十代の中堅

所得者には不公平感を加重する、そういう問題を持つていうことがあとの二つの懸念で挙げていらっしゃるけれども。

○宮澤国務大臣 中堅所得者には消費税が不公平感を呼ぶ、こう言われる……(吉井委員)消費税が不公平感を加重する(と呼ぶ)それは、やはり所得課税が中堅所得層に対してどういふふうにあるかということとの関連でなければ議論できないのではないかと思いますし、殊に、そう高い消費税ではないけれども、今の程度のものでございますと、まあ非常に高額所得者に負担感がないということなるともかく、ともかく中堅所得層と言われる人々にそんなに大きな負担があるということではないのではないかと思います。

それから第三は、低所得者の負担増。これは低所得者の中で、殊に課税最低限以下の人々には負担になるねと言われますことは、それはそれとして事実であろう。非常に重い負担かどうかは別といたしまして、いずれにしても、低所得者にはこういう形での新しい負担がかかってくるということとはそのとおりであろうと思います。

○吉井委員 やはりこの消費税、当時の竹下総理の懸念ということで当初語られておりましたことが実態として進んできたということは、例えば八七年と九六年のジニ係数で見ても、ジニ係数が〇・四四九、これは当初所得に關してですが、それが〇・四四二というふうになくなっていて、これは、税による再配分所得、社会保障による再配分所得などでも大きくなっているのですね。ですから、この点では、消費税導入以降、ジニ係数から見るとやはり所得再配分機能が弱くなっているという動きがあるというところは、一つの事実として、これは当時の懸念が当たっていたということを見てもおかしくはないと思います。

それからもう一つ、財政規律ということを考えたときに、八九年から消費税が導入されたわけですが、八八年までの国債発行残高は百五十七兆円でしたが、八九年から〇一年までの九〇年代で三

百八十九兆円(二・五倍伸びているのですね。ですから、この点では、消費税を導入して、借金をしても最後は税率を上げれば何とかなるさという、財政規律が失われていったということは一つの事実として、実際に国債発行残高が急増していることなどに見ることができると思うのですが、この点は大変も別段否定はされないと思うのですが、どうですか。

○宮澤国務大臣 現象としてそういうことがあったとしても、その消費税との間の因果関係はちょっと私には何とも、必ずしも納得できません。

○吉井委員 次に、消費税増税なしの今日の財政再建を進めていく、そういうお考えを持っていますか。とにかく今非常に大変な状況ですから、財政の立て直しの上では消費税の増税もあるんだというお考えなのか。この点も伺っておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 さんだつて衆議院の予算委員会において御質問がありまして、たまたま質問者が先々消費税の税率等を複数にすべきだという論者でいらして、その方が財政再建との関係でそういう議論を展開なさったものですから、私も、消費税そのもののお話と思ひましてお答えをしておりますうちに、財政再建の方にちょっと話が引き込まれてしまったようになりまして、それで、それは私の真意ではございません、財政再建について今当面何も考えておりませんとお返事をいたしましたわけでございます。

ただいまもそのことを前提にしてお答えをいたしますが、今財政再建は具体的に考えてはおりません、必ず始めなければならぬ課題だとは思ひておりますけれども、したがひまして、今具体的に何を答えることができるかでございますが、抽象的なお答えをいたしましたときには、財政再建ではないかなる歳出もいかなる歳入もいかなる聖域はない、そういうことで取りかかればならないだろうと思ひております。

○吉井委員 それで、先日来この消費税の話になりますと、シミュレーションを今行つていて、その結果なども踏まえてというお話がずっとありましたが、経済財政諮問会議が同会議の事務局と研究所に作成を求めている、いわばこれについてはシミュレーション待ち、こういうふうに見ておいていいのですか。

○宮澤国務大臣 前にも申し上げましたように、財政再建といひましても、税制もございまして、中央、地方のこともございまして、なかなかすぐ社会保障諸施策と密接に關係をいたしますから、どうしても、真剣に財政再建に取り組む際には、それらのものを全部サイマルテニアスに満足できるようなシミュレーションをしなければならぬ。

また、それ以外に、これだけ大きな債務を抱えて諸制度の現状をそのままにして、あるいは将来を考へずにやるわけにはいかない。そう思ひましたので、どうしてもシミュレーションをするためのマクロモデルをつくつて、その上で、一つは例えば抽象的には負担と給付といったようなことでございませうけれども、そういうものののおのの問題についての答へを、一義的にサイマルテニアスに政治としては選択をしなければならぬ、そう考へまして、マクロモデルの着手をお願いしたわけでございます。

したがひまして、半年近く作業にかかるということをお聞きしたので、それができましたら具体的な問題の検討に入らなければならぬが、その前でも、例えば社会保障につきましては、三党間の社会保障関係協議会というのでございまして、一応三月末ぐらいまでは従来懇談会の答申のありましたような方向を確認できるかどうかといったような作業は、既に出発をいたしております。

○吉井委員 そうすると、そのシミュレーションに当たっている方たち、つまりどういふ研究者、論者が、どういふスタンスの方がシミュレーションなされるかによってかなり内容が変わつてまいりますが、伺つておきたいのですが、そのシミュレーションに当たる研究者の中で、消費税につ

ては現状維持とかあるいは消費税減税を考へているという研究者はいらっしゃるわけですか。

○宮澤国務大臣 研究所の研究者としては、いわば中立的な立場でモデルをつくつてくれるということでございますから、いろいろモデルができましたけれども、むしろ、そういうモデルができましたときに、モデルをどういふふうにか動かすかについては、やはり経済財政諮問会議の議員たち、その人たちが動かすことを考へなければならぬと思ひます。

○吉井委員 そのときに、このシミュレーションをやっている経済社会総合研究所ですが、これは今内閣府にあります。これまで経済企画庁の方で昨年「財政赤字の経済分析 中長期的視点からの考察」というのをもう既に出してありますが、まさにここが今度のシミュレーションをやるわけですが、それを見ておられますと、二〇〇三年度には二・六％、二〇〇七年には最高四・五％の消費税率でないと日本の今日の財政は、深刻な財政危機の問題は解決できない、そういう試算などを行つていらっしゃるわけですか。

こういうスタンスでこの研究所の方たちがシミュレーションをなさるとなると、当然かなりの消費税税率引き上げという問題が出てきようかと思ひます。最終判断は経済財政諮問会議の議員でというお話でしたが、それにしても、当然そういう消費税のかんりの引き上げのシミュレーションが出てきたときには、それを念頭に置いた議論ということになるわけですね。

○宮澤国務大臣 恐らく、またこれからのことで、消費税を上げるといったような、そういうシミュレーションまでいきなり出てくることは恐らくありませんで、全体として給付の水準と負担の水準といったようなものが出てくるのではないかと。負担の水準は、申し上げるまでもなく保険料と税金でございますが、その負担の上限はどこまでが適当であるかというように、自身は、これは経済財政諮問会議の我々が、委員が決めなければ

ばならないことであつて、さらにその負担をどう
いうふうにするに保険料、税、税の中でどういう税に
と、割り当ては、その次の下部の作業になると思
いますので、いきなり消費税がこれだけ必要だと
いったような答えが出てくる種類の作業ではな
かろうと思ひます。

○吉井委員 先ほどの研究所のレポートも、今
おつちやつた、まさに社会保障に関する負担割合
であるとか、そういったさまざまなケースを置いて、
ケースごとに何%の消費税率引き上げ、それ
をみんな出しているわけです。ですから、当然の
形にしても、そういう形で消費税率のかなり大き
な引き上げなしには今日の深刻な財政危機の立て
直しはできない、そういう方向に行こうとしてい
ることは、経企庁時代のレポート、シミュレー
ションを見る限りそういうことになってくると思
うのです。

あわせて、経済財政諮問会議の議員の中で、こ
れはもちろん大臣クラスの方と先ほどの速水さん
は別として、牛尾さんにしても奥田さんにして
も、本間、吉川両教授にしても、例えば経済同友
会の方では既に消費税率引き上げを考えていく必
要があるという見解を発表していらっしゃるわけ
で、それから日経連の方では税制改正に関する要
望の中でもそのことを触れておられたり、そうい
う団体からの御代表でもあります、このほかに
経団連の方は、別に提言で、五つのケースを想定
して、そこで、あるケースでは二五・五%の消費
税率とか、低いものでも一〇%台とか、さまざま
なケースごとに出しておられます。

つまり、この経済財政諮問会議の議員の中に
も、本間さんにしても吉川さんにしても、消費税
を複数税率化するためのインボイス方式の考えを
述べておられたり、消費税率が有力な選択肢だと
いうのが本間さんのお考えであつたりとか、つま
り経済財政諮問会議の議員の皆さんがみんな消費
税増税のお考えというのでは、シミュレーション
はこうだ、それを議論して出てくる答えは、やは
り消費税率引き上げということになっていく

のは自然な流れだと思ふのです。

私はそういうふうはこの諮問会議の議員の方の
構成を見ておりまして思つたわけですが、この議
員の方の中で、明確に消費税率は現状維持をする
べきだというお考えの方、ないしは消費税率の引
き下げを考へるべきだというお考えの方がもし
らっしゃれば、この機会に伺つておきたいと思
ひます。

○宮澤国務大臣 まだ一切こういう議論をいたし
ておりませんので、各委員がどのような御所見を
お持ちかについて存じません。

また、従来何かの御所見を発表されたお方がい
らっしゃいますとしても、それをどのような連関
において、つまり、社会保障にどのような給付を
与える、与えない、地方、中央にどのような財源を
与える、与えない、どのような連関においてそれ
をおつちやいましたかが必ずしもいわれる一定で
はないでございましょうから、特に私はそれに、
そういう方がおられましても、こだわつてそのこ
とを考へなければならぬと思ひます。

○吉井委員 シミュレーションをやるというのが既
にかなり高い率の消費税率引き上げというのをシ
ミュレートしているところですし、そこから出て
きたものに基づいて議論するこの諮問会議の議員
の方たちもそういうお考えの方なのですから、こ
れはかなり消費税率の引き上げという問題が具
体化してこようという動きにあるというふうと思
ひますが、このシミュレーションの結果は、半年は
どというお話ですが、これは率直に申し上げまし
て、ことしの参議院選挙の前に出るのか出ないの
か、どういふふうな見通しですか。

○宮澤国務大臣 モデルをつくりますのにこれか
らほぼ半年かかるというふうに向つております
で、到底その選挙の時期以前にそういう議論を始
めるわけにはまいらない、後になると思ひます。

○吉井委員 私は、それは増税隠しということに
ならざるを得ないというふうに思ひます。やは
り参議院選挙の前にきちんとシミュレーションの
結果も出して、そして、政府の方としては、経済

財政諮問会議の議論の中で、財政再建を本に見
据えたときには消費税率は何年には何%に、何年
には何%にするという考へなんだということ、
これでもって国民に信を問うていく。国民的な判
断も何もなしに、選挙が終わつたら引き上げると
いうのは、やはり私は筋が違ふというふうに思
ひます。

税経通信のことし二月号に、「平成十三年度税
制改正をめぐって」という鼎談で、自民党税調会
長の武藤嘉文氏は、消費税率を二つに分けるべきだ
という考へ、それは福祉目的税と一般財源のた
めの税、さらに、消費税率を上げなければならぬ
と思つているということをおつちやられて、生鮮
食料品等の生活必需品は複数税率にして、間接
税を中心としていく税体系が望ましいということ
をなかなか率直に語つておられます。

宮澤大臣、先ほど予算委員会のお話をされま
したが、先日の田中眞紀子議員の質問に対する宮
澤大臣の答弁と、この点では田中さんのお考へと
大体同じスタンスで税調会長武藤さんのお話し
だなどというふうに見ておりましたが、やはり複数
税率と消費税率増税の考へというものを大臣自身は率
直に言つて持つていらっしゃるのじゃないか、こ
の点を最後に伺つておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 実は、その種類の御質問を田中
委員が財政再建との関連でなさいましたので、そ
の部分、財政再建というのには私は今考へておりま
せん、現実の話題ではございませんと申し上げま
したが、しかし、その部分についてお答えをいた
しましたために、その両方がやや混同された嫌
いございまして、同じ過ちをいたしてはなり
ませぬので、私は、財政再建というものと
でその話を議論したことは一遍もございませぬ。
また、今その段階でもございませぬ。

ただ、財政再建となれば、どのような歳入歳出
ももう聖域というものは置けないだらうというこ
とだけは申し上げられますけれども、今消費税率
の問題をそのような具体的な形で考へてはおりま
せん。

○吉井委員 時間が参りましたのでもう締めく
くつたいと思ひますが、やはり、もともとこまで
財政がひどくなつたその出発には、消費税率を導入
して、どんなに借金したって最後は消費税率がある
さ、税率を引き上げれば何とかなるというこの発
想が、私は、日本の国の財政規律というものを本
当に失ひしめて、今日ひどいことになってしまつ
たというふうに思ひます。

それをさらに、その解決を消費税率の引き上げ
で進めていくというのは、それは私は正しい方向
じゃない、間違つていふと思ひます。参議院選挙
が済んだら消費税率増税、そういうことではやは
りだめなわけで、参議院選挙の前にきちんと、この
財政再建のために消費税率の引き上げを考へて
いるのか、あるいは全く違ふ、消費税率を上げ
ないで解決しようと思つていふのか、やはり私
は、そのところをきちつと明確にするべきで、
きょうのお話を伺つていふ限りは、これは参議院
選挙が済んだら消費税率引き上げ、それをお考
へだなどという感じでした。

以上で、時間が参りましたので、質問を終わ
ります。

○宮澤国務大臣 ただいまそういうことを考へて
おりません。

○吉井委員 終わります。

○山口委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀
です。

まず最初に、法人税法の一部改正案にかわつ
て、特に労働者の保護の観点からお伺ひしたいと
思ひます。
商法の改正が昨年五月に成立いたしましたので、そ
れで会社分割法制が創設された、当然それを受け
た今回の法改正であるということでは理解してい
るわけですが、昨年のその商法改正の議論の
ときにも、会社分割に当たつて大量に整理解雇が
実施される懸念があるんじゃないかということが
かなり大きな一つの争点になつていたと思ひます。
会社分割が、言つてみれば人員削減の手段として

でも、今回の税制整備がリストラの手段を与えるようなことを、今先生のおっしゃられているよう

な意味での、そういう観点からの法改正をお願いしているわけではないということが言えるのではないかと思います。

○植田委員 もちろん私も、これは商法が改正されて、そうした制度が創設されて、当然ながら、それを個別法できちんきんと手当てをしなればいかぬということは十分理解しているつもりなんです。

しかもまた今回の中身が、何もリストラを目的にしてこういう改正が行われている、私はそういうことを言っているわけじゃなくて、この結果、場合によってそうした状況というものを誘発したり、そうしたものを促進する、そういう危険というものがあろうかというところ、懸念をやはり持つわけです。現実にもそういう、特に中小の方々なりとかいろいろ企業で働く方々の中で、このことについてそういう心配というものをかなり持つておられる方々もたくさんいらっしゃいます。ですから、今後その辺が問題になってくる場合もやはり出てくるでしょうから、そのことも念頭に置いて、引き続きあれしていただきたいなというふうには思っています。

ですから、このこと自体は私も、反対はできないだろうと思うのです。ただ、そうした心配がある。その心配を払拭したいということでお伺いしているわけです。ただ、今のお話を伺う限りでは、まだ私としてはその心配をなかなか消すことはできないということは正直申し上げたいと思います。この前提となるところの商法の改正の議論の中で、この件について我が党の議員も残りてりしていると思います。そうした議事録も残っていますし、衆参でも附帯決議がちゃんとあるわけですので、そうしたこともきっちりとして法執行に当たっていただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、これは私の一つの意見でございませうけれども、実際こういう心配が出てくるというのは、やはり高い失業率の中で、そしてまた、それに追い打ちをかけるようにリストラのあらしが現

実に吹き荒れている。そして特に下請の、中小の整理淘汰がかなり進んでいるという、現場でのしんどい状況があることが念頭にあるということとは理解していただけたと思うわけですけれども、これは商法等ほかの法律とかかわりもありませんから、税制だけではどうにもならへんということも十分理解した上で、あくまで意見として申し上げまして、次の質問に移りたいのですけれども、ぜひ検討いただきたいという思いですね。

といいますのは、現に、倒産して経営者が経営を放棄した企業や事業所の一部では、労働組合とか、そこで働いていた労働者の方々が自主生産、自主営業ということを行っている、そういう例も間々見られると思います。経営者サイドの場合には、商法改正によって、今回の会社分割、合併の制度が創設された、そしてまた産業再生法もある。そういう意味で、経営者サイドは強いし、強力な手段というものを手に入れているわけですが、いざや、やはり日本の場合、労働者の権利保護という点で非常に弱い点もあるわけで、特に、史上最悪の失業率というものが続いている、そういう中で、さっきも、せめて税制の中では整理解雇を誘引するような仕組も申し上げたところ、改めてほしいなという気持ちも申し上げたところなんですけれども、ここでちょっと踏み込んで、倒産の危機に瀕した事業所、企業などに対して従業員側が、経営者の側はいろいろ手当てが今回もうできましたし、産業再生法もある、従業員の側がインシアクチブを発揮する場合の、税制や財政でそれを支援する仕組みというものも知恵として考えていく必要があるんじゃないかということをお願いしたいのです。

確かに、ドイツの共同決定制度とかとは違って、日本の場合の経営風土というのは、どうも会社一家的なところがあると思います。そういう意味では労使協調というのがかなり一般的なんでしょうが、それもプラスとマイナスの面があるでしょうが、プラスの面にまなざしを向けるのであれば、例えば、倒産に瀕したような企業の従業員なりそ

こで働いていた人の何人か有志なりが、もとの経営者から売却などの形で事業を継承できるような制度、従業員買い取り制度みたいなシステムとか、それに対する税制上の優遇措置とか国庫なんかによる低利融資、また債務保証なんかの支援措置も、これからやはりこういう時代ですので検討していく必要があるんじゃないだろうかというところを一つ意見として申し上げさせていただきます。そして次の質問の方に移らせていただきたいと思います。

次に、租税特別措置法にかかわってですけれども、まずNPOの税制にかかわってお伺いしたいと思えます。

野党、民主、共産、社民で法人税法、地方税法の一部改正案をそれぞれ提案をされていて、私自身提出者の一人となっていてございませう。先ほどの御質疑の中で、提案者の方からの率直な御発言も伺ったところでございませう、そのお話を伺って私がまた率直にお話を申し上げますと非常に不細工な話にもなってしまうので、ただ一言申し上げれば、私も一年生議員でございませうけれども、法案の提案者、賛同者になるということ、は、少なくともその法律の中身すべてに賛同している、理解を示していることが当然ながら前提になるんじゃないかということは、私、やはり申し上げたいと思えます。

その意味で、先ほども議論がありました、いわゆる認定権者が国税庁か第三者機関かという議論につきましては、私は、やはり第三者機関であるべきだという立場でまず御質問をしたいと思います。これは財務大臣にお伺いしたいわけですが。

何で国税庁やのうて第三者機関かというのは、これはやはりNPOというものの持っている性格なり、また社会的な役割というものに根差していると思えます。

なぜここに至ってNPOというのがこれだけクローズアップされてくるかというと、政府や地方自治体の行政で、例えば教育や福祉や地域の町づ

くり、そうしたことが十分フォローできないような、また十分で切れていない、それを単に行政なりに要求するのではなくて、地域での主体的なボランティアないし地域での主体的なそうした活動が、ある意味で行政の足らざる部分を補完している、言ってみれば、社会の新たな第三セクターといえますか、新しい社会セクターとしてやはりNPOというものの存在理由があるんじゃないか。それは既に海外で先行事例があるわけですが、日本でも既にそういう活動を、活動しやすい条件をどうやっていこうかということで、既にNPO法というのが制定されたというふうに私は理解いたします。

当時、NPO法は、私どもの立場からすれば準則主義でやってほしいなと思ったのですが、いろいろ議論の中で、民法とすみ分けながら、ややいびつだなと思うのですが、認証という形をとっているわけですね。そして、そのときに、税制優遇措置についてもかなり議論されたのですが、やはりその件については先送りになって今に至っているという状況にあるわけですね。

今回、確かに政府の方でも、一定の条件を満たすNPOを認定法人として、NPO法人に対する、個人が支出した寄附金についての寄附金控除の適用と、法人からの寄附金の損金算入を認めるというところになったことは、これはやはり大きな一歩だろうということで、この点は、私は率直に評価すべきだとは思っています。

しかし、これではまだまだ不十分だと私は申し上げざるを得ないわけですね。やはりそれは、新しい社会セクターをどう育成していくのかという観点のまなざしが弱いのではないかと思うのです。ちょっと話がそれますが、よく教育改革国民会議なんかで、いわゆる奉仕活動の義務化なんということがあるんです。義務化なんかしなくたって、地域で主体的にいろいろな形で、しかもいろいろな分野で活動しているNPOがあるわけですね。そうしたものに對する、主体的な、自

といて、ここで注釈が入っていました、「この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に財又は役務の提供を受ける者を含む。」というふうなことが書いてあるんですね。これはどういう意味なのかということをおまじとまず教えてください。

要するに、例えば、あるNPOが手話のセミナーをやりましたとかいうときに、百人参加者がいましたとしましょう、その中に一人でも会員がおいたら、ほかの九十九人も会員とみなしてくれるのかということですよ。一般の人にオープンな図書館事業をしている法人があったとする場合、会員が図書館を利用できるとしたら、他の会員じゃない利用者も全部会員としてみなされる、そういうことなのか。そんなことになってしまつと、NPOなんかセミナーを開催したいといつても、逆に今度は会員はお断りですというふうに言わなきゃならない、そういう矛盾に陥っちゃうんじゃないかと思うんですよ。当然、こうなるとNPOの運営を阻害しちゃうことになりはしないかという疑問が出てくるのも自然だと思います。

○植田委員 余りしつこく聞いちゃうと、まずまず認定の適用の範囲が狭められるような答弁ばかり出てきそうで、ちょっと恐ろしいんですが、私、最後に聞きましたように、特定者だけにサービスを提供している団体を除外したいということだけなんであれば、やはり別途この規定が乱用されぬようなガイドラインを設けてもらった方がええんかというところを伺ったと思うんですが、その点はどうなんですか。

○尾原政府参考人 この基準でございすが、五割まではそういうことがあってもよろしいということをおっしゃるわけではございまして、五割以上はだめですよということではございまして、この会員等に対する財又は役務の提供活動は、五割まではどうぞやっていたいただいても結構です、ほかの部分は不特定多数の方に同じようにサービスをしていただかせんかということではございまして、なお、今回の基準でございすが、なるべく通達では書かないように、できる限り政令、省令で書くようにということをお心がけておまして、今後このような基準を、御審議を経まして、政令、省令、場合によっては通達も出てくるかと思ひますけれども、きっちり基準が明らかにされるように書いてまいりたいと思ひております。

○植田委員 そこで、五割以上やったらあれやと、五割までならええということではございまして、では、その事業活動の相当部分なるもの、五割をラインにするわけですが、具体的に一体何でチェックするわけですか、これが五割以上です、五割以下ですというの、支出とか収入とかいうことでチェックするんですか。それとも何か、書類とか監査でもしてチェックするんですか。また、申請するときにチェックするんですか。いろいろなチェックの仕方があつたと思ひますが、どんなチェックをするんですか。

要するに、私が冒頭に国税の話をしたけれども、税務署が恣意的にNPOを選別するようなことにもなりかねぬのと違うかという心配があるわけなんです。だから、さっき第三者機関の話もしたと思うのでございまして、では、この事業活動の相当部分をチェックする明確な基準とか運用の方法というものはどういふものなのか、ちょっとお示しいただけますでしょうか。

○尾原政府参考人 今回のNPOの新しい制度に当たりましては、一定の書類を出していただくことになっております。例えば、資金につきましては収入源泉別に収入額を出していただく、あるいは取引関係も出していただく、ちよと要件の「情報公開」のところに出てくるところでございすが、事業報告書等々がはつきりと明記されているわけではございまして、

したがいまして、事業内容がどの程度にどうなっているかというのが、このような客観的な書類の中からおのずと判断ができるだろう、こういうふうにお考えいただけるわけではございまして、

○植田委員 いや、その書類でここまで五割、ここからは五割以上というのはおのずと判断、そういう簡単にできるんですか。

例えば、活動の項目の活動が、五つぐらいの活動があったとしましう。でも、そのうちの四つまでが、言ってみればここに該当しない、一次のようない活動でないこと」と書いてある、ここで、イで書いているような「財又は役務の提供活動」を除いた活動が五つの活動のうち一つしかなくて、あとの四つは何らかの形の対価を得て行われるような活動であったとしても、その活動の規模なりなんなりということでは、それを見ただけではわからへんような気がするんですが、その辺どうなんですか。

○尾原政府参考人 ただいまの判断の仕方についてのもう少し詳しくお尋ねがございました。

一定の書類を出していただくことを申し上げましたが、そうならないと、非営利活動についての対価の額あるいは経費の額というのが当然判明してくるわけではございまして、もちろん、それだけではなく、その他合理的な方法とい

うのがあり得るかもしれませんけれども、私どもは、その対価の額なり経費の額によりまして、おのずとその辺は客観的に判断できるというふうにお考えいただけるわけではございまして、

○植田委員 要するに、活動している予算の中の金の動きで判断する、それが五〇パーで切る、切らないということ、言ってみれば、支出と収入を見てそれで判断しますよというのが唯一の基準だということですね。そういうことではいいですね。

○尾原政府参考人 先生が今おっしゃられたことが基本になろうかと思ひます。

ただ、それ以外の合理的な方法があればまた別でございましてけれども、基本は今おっしゃられた方法というふうにお考えしております。

○植田委員 いずれにしても、恣意的に選別する結果にならないように、そうした客観的指標を厳格に、的確に運用することが必要だろうと思ひますけれども、問題が出てくる場合、またこのところについて議論せないか機会もあろうかと思ひます。

さて、もう一つ、認定要件のうちで「事業内容の適正性」というところがあったと思うのですが、ここで、「海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、その金額・使途及び送金等の予定日をあらかじめ国税庁に届け出た上で、自ら開示すること。ただし、災害等の緊急を要する場合で事前の届出等が困難なときは、遅滞なく届出等を行うこと。」とあるわけですが、海外への送金、金銭の持出しを行う場合はあるわけですが、海外協力活動なんかをやっているNPOの場合、毎週海外に資金を送ったり、資金を持たせていろいろな災害が起つたらばあつたり行つたりするわけですね。ここで、一円、一銭でも持ち出すなら全部事前に届け出ないといつても、それはちよと現実的に難しいんじゃないか。

特にこうした海外協力活動というのは、いろいろな問題が起つたときの緊急な対応というのが要請されるわけで、そうした活動をしているいろ

いろいろなNPOもあるわけですから、そこは、例えば、一定の金額を送金する場合とか、年間一定金額以上を送金した場合に事後に届け出るとか、そういう対応をするのが現実的ではないか。

この適正性でこういうふうにかかれていいますと、やはり海外協力活動をやっているようなNPOの活動がやりにくくなるん違うかというふうに思うわけなんです、その点、もうちょっと現実的に対応していただきたいと思うのですが、その辺、検討の余地はあるのでしょうか、やはり検討していただきたいと思うのですが。

○尾原政府参考人 今回の要件の一つとして、今先生のおっしゃられましたように、海外への送金、金銭の持ち出しの場合は、基本は事前届け出、ただ、緊急やむを得ない場合は後で結構ですよ、こういうふうにしていきます。

実は、この海外への送金あるいは金銭の持ち出し、性善主義に立てばいいのかという考え方もあるのかもしれませんが、やはりNPO法人自体、国民のサポートを得る必要がございますし、国民の評価にさらしていただくという面があるのだからというふうに思っております。

そこで、今回の送金、金銭の持ち出しは、一つは、市民の方にも同じように出していただく、それを、原則は届けていただく、緊急の場合は後からという趣旨のものでございますので、ここで限度額を設けるといことは私どもは考えていないわけでございます。

○植田委員 これも実際にこれからNPO法人がそういう具体的な活動をしていく中でいろいろと不便を感じてくる局面がたぶんあると思います。

現段階でこういう認定要件にされていますけれども、これは、そうした実際にNPO活動というものを促進するという観点から、引き続き、やはり弾力的に、常に検証しながら検討を加えていただきたい、そういうふうになっております。

さて、もう幾つかNPOにかかわって、ちょっと時間もありませんので次の質問に移りたいので

すが、確かに、今回、税制の措置、少しでもされたことはされたということ、その点においては評価いたしますけれども、いわゆる認定NPO法人の収益事業による所得を非収益事業に支出した場合、みなし寄附金として損金算入を認める制度の創設というのは見送られた。これは、強い要望があったにもかかわらず今回このことが見送られたことによつて、実際の活動資金を事業で賄なさいいかぬ、そういうNPOにとってはメリットが余りなくなってしまうている、これはお認めにならざるを得ないと思うのです。

現実には政府税調の中期答申でも、NPO法人は、非営利活動の担い手の一つとして、二十一世紀に向けて活力のある経済社会を構築していく上で今後その役割を果たしていくことが期待されていますと、えらい高く評価していただいているわけです。

では、それを本当に育成してフォローアップしていくという観点からすると、やはり税制上の優遇措置というものは効果的だと思ひますし、現に多くのNPOが、それがあればもっと活動できるのにと云う人たちはたくさんいるわけです。だから、今回は見送られたわけですが、今後、その辺のところを引き続き検討していただきたいと思ひます、これは現段階というよりは、NPOだって生き物ですから、いろいろな活動がこれから生まれてくると思ひます。恐らくNPO法で規定している十幾つのその活動を越えたところで、やはりNPOで認めていくやないかというところも出てくるだろうと思ひます。

ですから、これは恒久法だけれども、固定したものでなくて、やはりその都度その都度、毎年でも検討を加えていく中で、少しでもNPOが活動しやすい条件というものをどうつくるかという観点で常に検討していただきたいと思ひます、その点についてはいかがでしょうか。

（佐藤剛）委員長代理退席、委員長着席
○尾原政府参考人 今回の優遇措置は、寄附金とそれから相続税に限っておことは確かでございます

ますが、これは、NPO法人が財政基盤が非常に脆弱である、必要な資金を外部から受け入れやすくする必要があるということ、そういう観点から考えた場合、この二つが最も有効ではないかというところによるものでございます。

確かに、みなし寄附金というお話があったことは私も承知しておりますが、今回、この税制上の特例措置を講じるに当たりまして、内閣府におきまして実態調査をやったわけでございますが、その現状は、ほとんどのNPO法人が、こういう収益事業による所得がない、あるいは法人税を負担していないという現状が判明いたしました、こういう措置が有効な措置とは考えがたいなということから、今回はこの二つに絞ってございます。

いずれにいたしましても、このみなし寄附金、実は公益法人についての課税のあり方とも関連する問題でございますけれども、今後、認定NPO法人の実態を見きわめまして、公益法人に対する措置をどうするかというのとあわせて、幅広く検討していくことが必要だというふうに認識しております。

○植田委員 ちょっとのんびりやっていると時間がえらい詰まってきました、まだぎょうさん質問が残っておりますので、ちょっと早口になります、済みません。

NPOでもう一点だけ。これは地方税にかかわる問題ですのでお伺いしたいのですが、現実には活動領域が二県以上にまたがっている、そういう団体というのは、全体の中でかなりウェイトが少ないうわけですね。ことしの二月の段階でも、全国のNPO法人が三千三百五十二あるわけですが、二県以上にまたがっている、いわゆる内閣府の部分が二百八十五ということになっております。ということは、ほとんどが小さな地域でやっているNPOだというわけです。にもかかわらず、そういう人たちがほとんど網にかかってこないわけですね、地方税についての減免措置が考慮されていないとなると。これはいかなる理由によるのか、そ

れをちょっと一点だけお伺いして、次に進みます。

○石井政府参考人 お答えいたします。
NPO法人に対します地方税の優遇措置につきましては、まず法人住民税、法人事業税につきましては、認定NPO法人に対する法人からの寄附金の損金算入措置が、これは法人税に準じて認められているところでございます。また、個人住民税の寄附金控除、この点をお尋ねなのかと思ひますけれども、これは、個人住民税が地域社会の会費ということで、住民が広く負担を分かち合う性格の税である、極力政策的な控除を行うべきではないというふうに従来から考えられてきておりますのと、実際問題、所得税と違いまして、国ですとか特定公益増進法人に対しましては控除対象にしない。こういったことから、NPO法人については対象としないというふうにしたものでございます。

なお、地方団体につきましては実際には、これは委員も御存じだと思いますが、各NPO法人の活動実態に応じましてさまざまな形で支援をすることが可能でございますし、現に、みずから設置した基金への寄附金等を活用して補助金を出すと、あるいは拠点施設の整備、貸与を行っているとか、情報提供をしているとか、いろいろな形で支援を地方団体はやっておりまして、何とか地域の実情に応じた対応がなされているのではないかと、こんなふうには理解をしております。

○植田委員 これも私も法案を出しておりますので、あの法案の中身をもう一度見ていただいで、結構いいやなと思ひていただければありがたいので、引き続き検討課題ということにさせていただきます。

時間がありません。次に、住宅税制にかかわってお伺いしたいのですが、財務省でも、この住宅ローン控除制度の政策目的はほぼ達成されたというところで、主税局の方でも慎重やったと私は聞いています。しかも、今回の改正案では、改正要件は三千万以下ということと上限五千万までロー

ンが組めるということ、これで減税枠を使い切れる措置になっているわけですが、これやったらやはり金持ち優遇の税制やないかという批判があっても、抗弁し切れぬのじゃないか。しかも、財務相御自身が、政策目的はば達したとおっしゃっているわけですね。まずこの点について、税制に要請されるのはやはり公平性の担保ですから、これはやはり逸脱しているのと導つかと思うのですが。

それともう一点、今回、新住宅ローン減税で、二〇〇三年の年末、十二月三十一日までの居住の用に供する時期と定めているわけですが、そうすると、今度二〇〇四年からお住まいになる部分については、六年間で大体百五十万程度ですね。しかし、新住宅ローン減税制度では六百万近くなる。これはやはりかなりギャップがあると思うのですが、この点、やはりどういふに納税者に説明されるのでしょうか。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○尾原政府参考人 住宅ローン減税制度についてお尋ねがございました。今適用されております制度でございますが、平成十一年度に創設されたわけでございます。当時、大変深刻な経済情勢でございまして、何とかでもこの経済を回復軌道に乗せていくということで、その後半年延長されて今日に来てございします。

一般的にいいますと、政策税制といえますのは、公平、中立、簡素という税制の原則を、政策誘導のために、ある程度この原則を犠牲にするといひましようか、そうでございませんと政策措置の意味がございませんで、そのようなものであらうというふうに理解しているわけでございします。

今回の税制でございしますが、平成十一年度とは経済情勢も若干変わってきています。しかし、今の経済情勢はやはり厳しい情勢にあるということもまた否めない事実でございします。そこで、税制

のあり方の観点からも検討をいたしまして、御承知のように、これまでのこの期間につきまして十五年間であったのを十年にする、あるいは最大控除限度額が五百八十万から五百万になるというようなことにしているわけでございします。

それから、その次のお尋ねが、制度が違つとギャップが生ずるではないかということでございます。実は、平成十一年のときにも同じような議論をいただいたと承知しておりますが、いわば景気に最大限配慮するというところでございしますと、景気に配慮するためには、ある程度期間を限定して措置を講じまないと効果がでないわけでございます。したがって、今回も現在の経済情勢に合わせて期間を決めておりますが、そういう景気対策というふうな観点からの拡充措置であることを考えますと、適用期限の前後で控除額に差が出るのは、これはやむを得ないということに考えております。

○植田委員 住宅ローン減税というよりは、今の状況の中で、特に中低所得者に配慮するのであれば、むしろ賃貸住宅への手当てという方が私は必要だと思つています。それは、当然ながらそこでの、家賃控除等々を含めて、賃貸住宅を選択した納税者に対しても御高配を賜れるような、そつちの方がむしろ私は今必要な住宅税制ではないかというふうに思つております。それは意見だけですが。答弁を聞いても、あきませんとおっしゃると思ひますので、それは伺ひません。

次に、ちょっともう時間がないので、あと二問ぐらいになるのですが、自動車税制のグリーン化にかかわつて二点ばかり。

一つは、これは総務になると思うのですが、今回の自動車税のグリーン化というのは、やはり自動車の買いにかへ税制と違つたのかという疑問は持つわけですね。というのは、ディーゼル車の場合、登録してから十一年を超える車、ガソリン車は十三年を超える車、これに重課を行う。そして、低公害車、低燃費車は軽課を行うということですが、これも、実際、登録してから十一年から十三年の登

録台数は何台ぐらいあるのかということが一つあります。実際、十一年も十三年も、それだけもう車に乗っている人というのは、一度車を買つて、ずっと長いことその愛車を大事にされてきた方々やと思うのです。むしろ、それこそ、ちょっと車を当ててへこんだぐらいで買いかえられるような、そういう人の方が実は金持ちなわけですね。

だから、そういう意味で、これはやはり、実際、まじめに車に乗つていた人にはなかなかしんどいし、一方で、しかも政策効果というものはどれだけあるのかというの疑問です。また、実際、やはりグリーン税制というからには環境政策の一環としての効果も見込んでおかなきゃならなと思うんですが、どうもそんな気もしない。

その点、ちょっと、簡単に結構ですから、一言で結構ですから御説明いただけますか。

○石井政府参考人 委員も御承知のとおり、グリーン化税制につきましては、空素酸化物でございしますとか粒子状物質とか、地域環境汚染の社会問題化、それからまた、そういうことについての自動車との寄与度が相当大きいという点にかんがみまして、今回、地方税法改正に盛り込んだわけでございします。

一体、対象になる車が何台ぐらいあるんだというところでございしますけれども、御承知のように、重課対象となるのは、標準税率より一〇％重課するということなんですけれども、対象となりますガソリン車は百七十四万台、それからディーゼル車は百七十九万台。ですから、両方合わせますと三百五十五万台でございまして、登録車全体の七割ぐらいということでございます。

それから、結局、しょっちゅう車を買いかえるお金持ちのためになるんじゃないかというふうなお話もございましたけれども、私どもとしては、お話をいたしましたけれども、非常に喫緊の課題になっておりますので、極めて厳しい地方財政の状況のもとではございしますけれども、税制として最大限の工夫をしまして、税制中立の考え方で、環境に負荷

の小さい車は軽課する、それから環境に大きな影響を与えるものについては重課する、こういうふうにしておるわけでございします。

こうすることによりまして、自動車税という、多くの国民の皆さんに、国民の身近な税金でございしますので、国民の皆さんの環境に対する意識が高まってくるんじゃないかと期待もしております。

それから、じゃ、どういふ方が対象になるかというところでございしても、この軽減の対象となります自動車の種類とか価格も、今どの車がどうと私の口から申し上げにくいですが、一般に高級車と言われているようなものだけではなく、幅広い方々が割に気軽に買ひになれるような車も軽課の対象になっておりますし、したがって、それをお買ひになる方々が相当幅広い方々です。決して金持ち優遇とかそういうことにはなっていないんじゃないか、こんなふうに思っております。

○植田委員 ありがとうございます。

そこで、ちょっと、一言ぐらいはやはり大臣の声も聞かないとあれなんで、一つ、このかわりでお伺ひしたいんです。

そもそも、やはり自動車の排ガスによる環境の負荷というのは、新車とか旧車とかそういうことじゃなくて運転者が適正に負担すべきと考えていますから、私としては、そういうグリーン化を図る手法として、自動車関係の税金に手をつけるよりも、自動車のグリーン化を図るというこの観点からするならば、車を利用する人がその利用に応じて、言つてみれば環境に負荷をかける程度に応じてそれは負担するという意味で、やはり炭素税みたいなものを導入するべきだと私も考えておるんですが、その点は、大臣、お願いしたいのですが。

○宮澤国務大臣 昨年七月に税制調査会での御議論がありまして、広く国民に負担をお願いすることになる問題でございしますから、国民的な理解があるということ、それから税制がどういふ部門

になるべきか、恐らく、負担を求めるとすれば、これはポリユーターペイでございいますから環境負荷の原因者に対して求める、こういうことであらうといったようなことについて、税制調査会から基本的な考え方を示してこられました。

私もどうしても、それを踏まえまして、これから税制を検討する中で、そういう観点から検討をしてみたい、そういう項目として考えております。

○植田委員 やはり、二十一世紀は人と自然と、いわゆる環境との言ってみれば共生時代ですから、そういう意味での炭素税というのを今おっしゃったように鋭意検討していただきたいと思ひます。

最後に、財務大臣に、全般として国家の基盤としての税制改革への取り組みにかかわって、一点だけちょっとおかしいなと思つたことがありましたので、最後、お伺ひして締めたいと思います。昨年でしたか、新聞を読みますと、政府税調の会長の石橋大教授がインタビューに答えて、どうも、税調での検討結果を踏まえて、この間の住宅ローンの減税延長とか政府の景気に配慮した内容が目立つ点に触れていろいろな意見を述べられているということなんですが、住宅ローン減税については、景気対策として二年間大盤振舞ひしてきたけれども、これ以上やる必要があるのかどうか、税制の本質をゆがめるような議論は断ち切った方がいいとか、株式譲渡益課税についても、申告分離課税への一本化を見直すほどの理由はないと、もうほとんど今回出されている中身について一刀両断されているわけです。

私の理解では、政府税調というのは、やはり国家の基盤たる税制を方向づける権威ある機関だと思つています。しかし、今回の税制改正案を見ますと、政府税調の責任者である会長の期待すら裏切つています。これだったら、やはり何のための政府税調だと言われんじゃないかと思うんですけれども、最後、その点だけ大臣の御所見をお伺ひいたしましたして、終わりにしたいと思います。

○宮澤国務大臣 そういったような御批判があるかもしれませんが、政府税調のおっしゃいますことは、非常に長い時間御議論をいただきお話を伺つておりますので、よくそれを体して私どもも行政をやつておるつもりでございますが、なお十分注意いたします。

○植田委員 終わります。

○山口委員長 次に、佐藤剛男君。

○佐藤(剛)委員 自民党の佐藤剛男でございます。連日、宮澤大臣、柳澤大臣、副大臣、御苦労さまでございます。

私は、時間が限られておりまして、一時間分の用意をしていたんですが、三十分そこそこになりましたので、主として、日本銀行の速水総裁をお呼びいたしておりますので、中心にお話をさせていただきます。

この委員会でそれぞれの先生が指摘しておりますように、日本の国、地方の長期債務残高というのは六百兆を超えて、財政は極めて厳しい状況にある。また、今後の高齢化、人口の減少を考えると、歳出と税収面を含む歳入構造の改革の双方について、バランスのとれた取り組みを国、地方ともで取り組むことが極めて重要である。そして、そのときに、経済成長と財政というものは両輪でございまして、経済を支える両輪として相互に依存関係にあるわけでありまして。

経済成長を犠牲にした増収一辺倒の政策も好ましくないし、また、財政を犠牲にし続ける経済政策の継続も現実的に不可能であります。財政再建をなし遂げました欧米主要諸国の現状を見ましても、経済構造改革を実行して、そして、ある程度の高い経済成長のもとで初めて財政バランスが改善される、こういうことがわかるわけでございます。

そのため、日本においては、雇用それから年金改革も含めまして当委員会で議論されておりましたが、中長期的な経済成長のためのシナリオを両立する税財政構造改革を進めるべきであると考えられるわけでありまして。また、実施のタイミングでも

ありますが、これは、二〇〇四年度までに国民年金の国庫負担の割合を二分の一に引き上げるに際しまして、必要な財源をどのようにするかというようなことを決定しなければならぬ状況も念頭に置いておくべきことではないかと思うわけでございます。

そこで、私は、今日本の経済の状況を例えれば、世界の中に、フロリダ沖近くに魔の三角形というのがあります。バミューダ・トライアングル。そこの中に入つてしましますと、飛行機が飛んでいったのが突然墜落したり、船が沈没しちゃったり、こういう魔の、悪魔の三角形とでもいいましょうか、その中に今日本が入っている。

その三角形の一番上が、デフレ・インフレーション・デフレの問題だろうと私は思つております。

それから、第二の、底辺のところの、三角形のこちらにあるのが、いわゆる一九八八年にあらしましたバゼル基準、BIS基準。

このBIS基準の中で、海外に拠点を持つて海外活動する銀行の場合に、百分の八、自己資本比率八%以上なきやいかぬ。そのときのこの分子が、株式の含み益掛ける四五%というのが入つて、ちゃった。ここなんです。ここです。ここです。非常に苦労しておるわけです。株が下がる。二万円の時銀行が持っていた株が一萬三千元、また一萬三千元を割る、このときの含み損というものが掛ける四五%が下がつていくということ、分子が小さくなるということなんです。

ですから、我々がずっとやってきました政策というのは、分母をできるだけ小さくする、つまり百億貸せば分母が大きくなる、百になるわけですが、政府系金融機関であれば一〇%、リスクアセスを下げる、そして分子を大きくするという対策をやつてきたわけだと思ひます。

そして、第三の底辺の、もう一つのトライアングルのところにあるのが土地、土地が、約八百七十兆円の資産がこの間なくなつてしまった。それから株式が、最近の株式まで入れますと私は三百兆

ぐらいだろうと思ひますが、二百三十兆、合わせて千三百兆円の資産デフレの状況がある。

こういう中で、株というもののウェイトが大きくなつていの中で、どうしてもこれを解決する方程式を見つけないければならない、ここなんです。

そこで、私はきのう、実は日銀の総裁に御出席いただきました。日銀が今までとてまいました対策というのは、特に九九年の二月にデフレ圧力が高まる可能性に対処しましてゼロ金利政策を導入したわけがあります。そして、そのデフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になつたということで、昨年八月に本政策を解除すると説明したわけなんです。私も自民党の、私当時財政部会長をやつておりましたが、この中においては、これは果たしていいのか、連うのじゃないのか、見通しがついてまいつていたわけでございます。

といいますのは、消費、卸売の物価指数、これをずっと、九八年度それから九九年度をとつていきますとマイナスであります。九八年度と九九年度がマイナスなんです。そして、卸売物価は、日銀がゼロ金利の解除を行った八月までは、五月を除きましてプラスだったのです。ところが、九月以降またマイナスに転じてしまつた。それと同時に、消費者物価は一貫してマイナスであつた。

これが、私は、デフレ状況に日本というのが入つてしまつていっているのだ、デフレ対策をやらないといけないよ、こういうことが今の日本の非常に大きな課題である、こういう認識のもとで、日銀総裁に御質問させていただきます。

まず、お手元に、パレルモのステートメント、G7ファイナンスミニスターとセントラルバンクガバナーの、二月十七日の会議声明がござい

ます。そこで、私はあえてこの英語の部分を引き出してまいりました。そして、そこには「プライシーズコンティニュー・ツ・ディクライン・アンド・ダウンサイド・リスク・スリメイン」となつてい

のですね。これは、G7の中で、日本の現状とい
うのは、これはデフレなんですよ、デフレ対策と
いうのをきちんととりなさいよ、政策転換をそう
いうふうにしなさいよと。

そして、それと同時に、マネタリーポリシー、
金融政策は、潤沢な流動性供給を引き続き確保す
べきである、「マネタリーポリシー・シールド・コ
ンティニュー・ツー・エンシュー・ザット・リクイ
ディティー・イズ・プロバイデッド・イン・アンプ
ル・チームズ」、そのような形で、G7が、あるい
は中央銀行が日本に対してしるした、日本
は今デフレですよとエンドースした、裏書き保証
したと私は理解いたしておるのでありますが、日
銀総裁、これにつきましてどのような御見解をお
持ちでございましょうか。

○速水参考人 お答えいたします。

私も、このパレルモでのコミュニケーションの日本に關
する事項につきましては、ここに書かれていたと
おりだと思っております。

物価は下落傾向にあります、金融政策は潤沢な
流動性供給を引き続き確保すべきであると書かれ
ておりますが、そのとおりにはなっておりません。
金融セクターをさらに強化する努力がエンハンス
されるべきである、これも、これからの課題で
すけれども、心がけてまいりたいというふう
に思っております。

御指摘の、デフレ傾向ということにつきまして
は、私どもの考えを申させていただきますと、い
ろいろ物価指数がございまして、全般的にやや弱
含みの動きであることは間違いございません。

その背景としては、景気の回復が緩やかなもの
にとどまっているという需要サイドの要因に加え
て、もう一つ、技術革新とか流通合理化とか規制
の緩和、これは特にサービス部門でそうだと思
いますが規制の緩和とか、こういった供給サイド
のコストダウンといえますか、物価が下がる要因が
寄与しているというふうに見えております。

こうした状況につきまして、現段階では、物価
の低下が企業収益とか家計所得を圧迫して景気と

物価の悪循環をもたらしていくという、いわゆる
九九年の初めごろに見られたようなデフレスパイ
ラルに至る危機といったようなものはないと思
っております。

ただ、ここに来て景気回復テンポが一段と鈍化
して、今後、需要の弱さを反映した物価低下圧力
が再び強まる懸念もあると思われましますので、物価
動向につきましてはこれまで以上に念に点検し
てまいりたいというふうな考えでおります。

○佐藤(剛)委員 きのう発表になりました日銀の
「金融市場調節方針の変更および公定歩合の引き
下げについて」、方針の変更、そして公定歩合の
引き下げについて、この中の文章、五つにパラ
グラフが分かれているのでありますが、その三番目
の中に、物価の安定に資することを目的として行
うんだということを、ずっと従来どおり引き続き
出ているんですね。

今やらないかならないことは、先ほど申し上げ
ましたように、九八年、九九年というものは消
費、卸売物価ともマイナスが続いている。そし
て、デフレの懸念が払拭されるという情勢で八月
に解禁して以降どうなったかというところ、九月以
降には卸売物価はまたマイナスだった。そして、
七月・九月のGDPの伸びも大幅に下方修正され
ました。つまり、景気の下降局面で政策転換をしてし
まった。景気の下降局面でゼロ金利の解除をして
しまった。そこに、今回の一つの大きな経済政策
の状況があるということをお話申上げてござい
ましていただきます。

そして、これからやはりやっていかなくやなら
ない部門というのは、デフレを回避するには金融
政策が最も効果的なわけでありまして、したがいま
して、これは今総裁のお言葉からは、きのう決
まった話でそんな話ができる話じゃないと思いま
すからお答えは結構でございますが、金融政策が
効果的であるか、ゼロ金利政策に復帰するとい
うのは、私も、復帰すべきだと思っているわけであ
ります。この点につきまして、総裁、御意見ござ
いますれば、お話を伺いたい。

それから、続けて申し上げさせていただきます
ますと、ゼロ金利復帰以外にどのような対策があ
るか。欧州の連銀で、マネーサプライの増加とい
うものを金融政策のターゲットとして置いてお
ります。なぜ日本銀行がマネーサプライを金融政
策のターゲットとして置かないのか、これをまず
一つ御質問させていただきます。

○速水参考人 ゼロ金利政策につきましては、日
本銀行は従来から、その時々々の景気や物価情勢を
踏まえまして、中央銀行としてとり得るさまざま
な政策運営を、その中で選択肢を幅広く検討して
おるつもりでございます。この中で、ゼロ金利政
策といった通常では行われないような政策につ
きましては、その効果や副作用につきまして十分
慎重な検討が必要であると思っております。そうし
た政策に踏み込むべきかどうかは、つまるところ
経済や物価の情勢判断の問題に帰着すると思
っております。

現在、日本経済は、回復の動きが一段と鈍化
し、先行き不透明感が出てきております。いわゆ
るデフレスパイラルに陥るような状況になってい
るかどうかというところになります。私は、今の
状況は、不透明ではございますけれどもまだデフ
レスパイラルに陥るような状況ではないと思
っております。こうした情勢を踏まえまして、日本銀
行は昨日、オーバーナイト金利と公定歩合とを
〇・一％引き下げる措置をとったわけございま
して、これは、今後の構造改革やあるいは経済の
前向きな前進を踏まえ、ここで一段の金利の引
き下げをして金融面で下支えをしていくようにし
てまいりたいと思っております。

第二の、ほかに方法がどういふものがあるのか
というところでございますが、政策委員会では、金
融政策運営上のさまざまな選択肢について真摯に
検討を行っております。これまで得られました結
論は、例えばゼロ金利政策とか国債の買いオペの
増額といった政策について、効果や副作用につ
いて十分慎重な検討が必要でございまして、そうし
た政策に踏み込むべきかどうかというところは、つ

まるところ経済や物価の情勢判断の問題に帰着す
るというふうな考えでおります。

日本銀行としては、その時々々の金融情勢を踏
まえまして、中央銀行としてとり得るさまざま選
択肢の中から最も適切な政策運営を行っていく考
えでございまして。

○佐藤(剛)委員 私は、デフレスパイラルの話
を申し上げているわけじゃないです。現状をデ
フレ・ショックと見て、デフレ対策を推進すべきで
あるということをおっしゃっているわけでありま
す。そのデフレ圧力を緩和するために、量的緩和、こ
れを一体として、果敢に量的問題として行うべ
きではないか、こういうことでございまして。

○速水参考人 資金の需要をふやしていくま
すためには、今のままではこれはふやえていきま
すように思っております。その辺のところは、経済目
体が出してしまえば、おのずから資金需要はふ
えていくものだというふうな思っております。(発言
する者あり)

○山口委員長 御静粛に。
佐藤君。

○佐藤(剛)委員 日銀総裁、ありがとうございます。
した。この点につきましては、昨日、一つの、一
歩の対策が出たわけでございますので、これを見
守らせていただきます。

それから、今国会で衆法としまして野党案、先
ほど来NPOの問題についていろいろな質問が
中しました。それについて、まだ自民党から自
民党としての質問をいたしていないわけでありま
して、これが初めてでございますので、一、二、時
間の限られた範囲で質問をさせていただきます。

重複いたします、恐らく。

聞いておまして、いろいろ、認定基準の問題
とか、それから第三者機関としてのものを新た
につくることについての見解も、野党側の先生方
においては必ずしも一致していないというところ
でございます。そこで、河村たかし先生初め、非
常に熱心な、政治生命をかけてやられるというこ

でございますので、これには敬意を表します。表しはしますが、まず一つ、政府側の主税局長からお聞きした方がよいと思いますが、認定基準、これについての基本的な哲学というのは極めて大事な問題であると思ひます。認定基準の基本的な考え方を簡明に、確認の意味を含めて、お答えいただきたいと思います。

○尾原政府参考人 今回の認定基準についての基本的な考え方についてお尋ねがございました。まず、NPO法人制度ですが、公の関与からなるべく自由を確保するという枠組みになっております。つまり、その設立については、一定の要件を満たす場合にはNPO法人として所轄庁は認定しなければならぬこととされております。このようなNPO法人制度のもと、その態様は非常に区々でございまして、高齢者への福祉サービスの提供を行うものから、会員相互の親睦を図るもの、趣味、娯楽の活動を行うものなど、さまざまなものがあると思ひます。

他方、税制上の優遇措置でございしますが、公的サービスの財源となる租税を減免するものでございしますから、この措置の対象となる法人は、それにふさわしい公益性を有するものである必要がある、こういうことでございします。

こうした点を踏まえまして、今回、認定基準を定めることとしておりまして、事業活動について一定の情報公開を行っている等々の基準を決めております。この基準は、このようなNPO法人制度の性格にかんがみまして、客観的かつ明確な基準を法令において設けることとして行っているわけでございします。

この基準の中の公益性について一言申し上げますと、ただいま申し上げましたように、NPO法人制度には、そもそも公的部門が監督するということとはございしません。したがって、公益性をはかる方法といひますのは、国民一般からどのぐらい幅広い支援が得られているかというようない指標を認定の主な要件としているわけでございします。具体的には、収入のうち広く一般からの寄附

金や助成をどのぐらい受けているか、いわゆるパブリック・サポート・テストを活動の公益性を推測し得る指標として設定しているところでございします。

○佐藤(副)委員 あと一つの大きな課題は、河村先生御高承のように、認定機関の問題です。三条の形でこの案が出ております。御承知のように、三条という公正取引委員会なり国の機関でですね。そういう形の中で、今既存の機関で行う国税庁、国税庁というのは適正な課税の執行機関であるわけでありまして、不正を行う者には厳正に応じますが、そうでない一般の人たちには納税者に高く評価されている機関であります。

そこで、やはりNPO法人側の利便性を考えて、私は国税庁こそ適当だと思つておるわけでありまして、村上副大臣にひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。(発言する者あり)

○村上副大臣 ちよつと静かにしていただけますか。御静粛にお願いいたします。

佐藤先生の御質問にお答え申し上げます。先生の御質問に対しまして、やはり税制上の優遇措置の対象となるNPO法人の認定につきましても、まず第一点について国税に関する措置であること、それから二番目に全国一律の基準で適用する必要があること、そしてまたNPOの法人に

とっても手続等の利便性、そういうことから考えまして、諸外国におきましても、こうした優遇税制措置の認定は国税当局が行っている例がほとんどであります。そういう面でも、今先生がおっしゃられるように、国税庁長官が一番適当である、そのように考えております。

それからもう一点、第三者機関の設置について、行ふべきだという対案についてどう思ふかというお考えであります。まず第一点は、その創設のコストがかかる面におきまして行革の流れに逆行するのではないかと考へ方、もう一点は、新たな組織をつくり運営を軌道に乗せるにはどうしても時間がかかってしまふ、そういうことを考へた上で、やはり施行がかなりおくれること

が想定されることを考へまして、適当ではないというふうにご考へ方を考へております。

○佐藤(副)委員 NPO法人については、ここでもう時間になりますから切らせていただきますが、この税制については幾つかの哲学についての議論がなされました。こうした点を含めまして、自民党あるいは与党の税制調査会においてきちんとした議論を踏まえまして政府案ができてくることを私は高く評価いたしまして、NPO法案についての関連質問を終わります。

最後に一つ、今回の法人税法の改正というのは昭和四十年以来の大改正でありまして、これは法制的に幾ら実態を踏まえましても、税制を構築しましても、現場レベルで解釈や運用で企業側と混乱が起きたり、そういうようなものはないようにしなさいかぬ。そして、各党からの御意見をこもつともだなど聞いておりましたが、この高度情報化社会の中では、国際化とかあるいは滞納処理環境、業務の一層の複雑化が見られる中でありますから、そういう中で高度の専門知識を有する職務に従事する国税職員について、この委員会において適切な質疑を行つて処遇することが皆さんの御意見を収れんすることかな、かように聞いていた次第でございします。

時間が来たようでございますので、これをもって終わらせていただきます。

○山口委員長 次回は、明日金曜日午前十時二十分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時四分散會